

第2期木更津市 子ども・子育て支援事業計画



令和2年3月

木更津市

(白場)

計画策定にあたって

木更津市では、「市民の皆さんが子どもを安心して生み育て、子どもがその子らしく生きることができる社会をみんなで実現していくまち“きさらづ”」を基本理念とした「第1期木更津市子ども・子育て支援事業計画」を平成27年3月に策定し、子育て世代包括支援センター「きさらづネウボウ」の設置等、様々な子育て支援策を推進してまいりました。

わが国の少子化は予想を上回るペースで進んでおり、本市においても出生数が1,000人を割り込む等、出生数の減少への対応が喫緊の課題となっております。

少子化の問題は、仕事と子育ての両立の難しさ、子育て中の孤立感や負担感、子育てや教育にかかる費用負担の重さ等、様々な要因が複雑に絡み合っており、子育てを社会全体で支援していく取り組みを早急に講じることが必要となっております。

こうした中、令和元年度をもって第1期計画の計画期間が終了することから、令和2年度からの5年間を計画期間とする「第2期木更津市子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。

第2期計画では、第1期計画の取り組みに加え、子育て家庭が健康で安心して暮らせるよう、身近な地域での相談支援や交流の場づくりをさらに充実させる等、新たな子育て支援策を展開し、市民や関係者の皆様とともに、地域一体となって子育てを支え、未来を担う「木更津っ子」を育むまちづくりを進めてまいります。

市民の皆さまには、今後とも、本市の児童福祉行政の推進に一層のご理解とご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

終わりに、本計画の策定にあたり、子ども・子育て支援に関するニーズ調査にご協力いただきました保護者や関係者の皆様、また、本計画策定にあたり、ご審議をいただきました木更津市子ども・子育て会議委員の皆様に深く感謝申し上げます。



令和2年3月

木更津市長 渡辺 芳邦

目 次

第1章 計画の策定にあたって.....	1
1. 計画策定の背景・趣旨	1
2. 計画策定の位置づけ	2
3. 計画の期間.....	3
第2章 木更津市の子ども・子育てを取り巻く現状と課題	4
1. 統計データからみる木更津市の現状.....	4
2. 子ども・子育て支援に関するニーズ調査からみる木更津市の現状.....	10
3. 第1期計画の取り組み評価	23
4. 計画策定に向けた現状と課題のまとめ	30
第3章 計画の基本的な考え方.....	37
1. 基本理念.....	37
2. 基本目標.....	38
3. 施策体系.....	39
4. 事業推進の考え方	40
第4章 施策の展開.....	43
基本目標1：充実した幼児期の教育・保育の提供.....	43
基本目標2：地域子ども・子育て支援事業の推進.....	47
基本目標3：子どもの健やかな成長への支援の推進.....	56
基本目標4：親と子の健康の確保及び増進	60
基本目標5：子育てを支援する生活環境の整備.....	67
基本目標6：地域における子育て力の充実	74
基本目標7：援助を必要とする子ども・家庭への支援の充実	76
第5章 計画の推進体制	83
1. 計画の周知.....	83
2. 計画の推進体制.....	83
3. 計画の進行管理.....	83
資料編.....	84
1. 設置条例.....	84
2. 委員名簿.....	86
3. 策定の経緯.....	88

(白場)

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景・趣旨

わが国では、出生数の減少や出生率の低下に伴い少子化が進んでいるとともに、家族構成の変化や地域のつながりの希薄化によって、子育てへの不安感や孤立感を抱いている子育て家庭が多くなっており、また就労や雇用の社会環境の変化の中で、仕事と子育ての両立を支援する環境の整備が求められています。

子どもは、次代を担うかけがえのない存在であり、安心して子どもを生み、育てることのできる環境を整備していくために、社会全体で子育てを支えていくことが重要となっています。

国では、これまで少子化対策として平成15年に制定された「次世代育成支援対策推進法」に基づき、総合的な取り組みを進めてきました。しかし、子ども・子育てを取り巻く社会情勢の変化を受け、新たな支援制度を構築していくため、平成22年の「子ども・子育てビジョン」の閣議決定、子ども・子育て新システム検討会議の設置を皮切りに、幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的なシステムの構築について検討が進められました。

その後平成24年には、子育てがしやすい環境を地域や社会全体で支援し構築することを目的とした「子ども・子育て関連3法^{*}」が制定され、市町村においては、「子ども・子育て支援事業計画」を策定していくことが義務づけられました。また、この3法に基づいて平成27年度から施行された「子ども・子育て支援新制度」では、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考えを基本に、子どもの幼児期の学校教育・保育を一体的に提供し、地域の子ども・子育て支援を充実させることが求められています。

さらに令和元年5月には、総合的な少子化対策を推進する一環として、幼児教育・保育の無償化に向け、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律が成立しました（令和元年10月施行）。

このような状況の中、本市においても、平成27年に「子ども・子育て支援新制度」への対応と「次世代育成支援行動計画」の継承を主とした「木更津市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子ども・子育てに関する総合的な取り組みを進めてきましたが、この計画の期間満了に伴い、令和2年度から令和6年度までの5か年を計画期間とした、「第2期木更津市子ども・子育て支援事業計画」を新しく策定します。

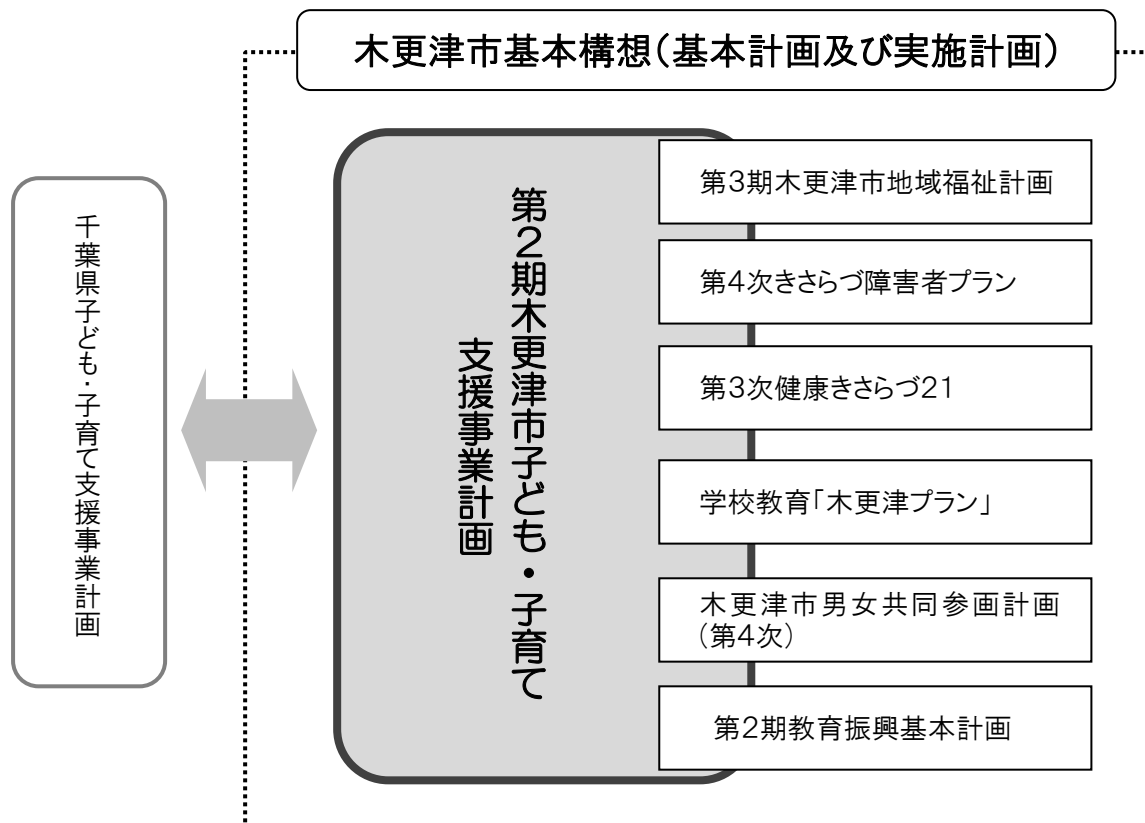
^{*}子ども・子育て関連3法とは

「子ども・子育て支援法」「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」をさします。

2. 計画策定の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として位置づけます。また、次世代育成支援対策推進法の改正により、法律の有効期限が令和7年3月31日まで10年間延長されたことを受け、同法第8条で定める「市町村行動計画（次世代育成支援行動計画）」も包含し、これまでの成果を踏まえ再構築した位置づけとします。

本計画においては、上位計画である「木更津市基本構想（基本計画及び実施計画）」や子どもの福祉・教育に関する関連計画との整合、連携を図ります。



子ども・子育て支援法（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

次世代育成支援対策推進法（市町村行動計画）

第八条 市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定するものとする。

3. 計画の期間

本計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5か年とします。計画の内容と実際の状況にかい離がある場合は、中間年を目安として計画の見直しを行うとともに、計画最終年度である令和6年度には計画の達成状況の確認と見直しを行います。

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
第2期計画（本計画）					第3期計画
				→ 見直し	



第2章 木更津市の子ども・子育てを取り巻く現状と課題

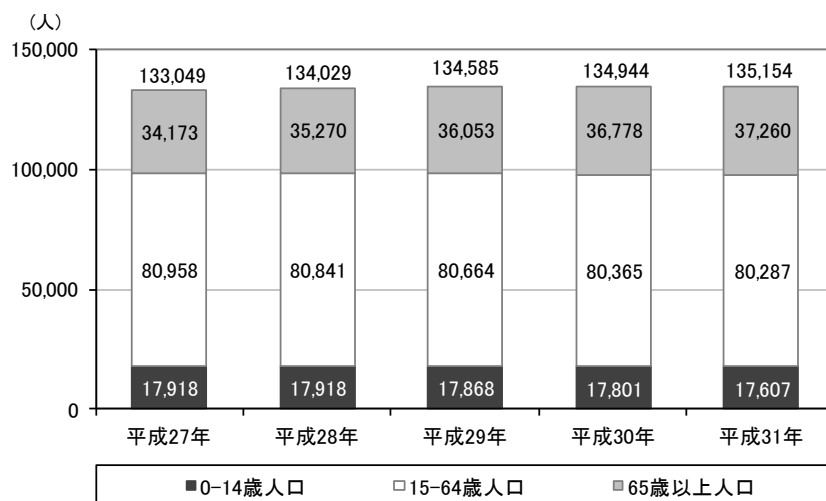
1. 統計データからみる木更津市の現状

(1) 総人口と年齢3区分別人口の推移

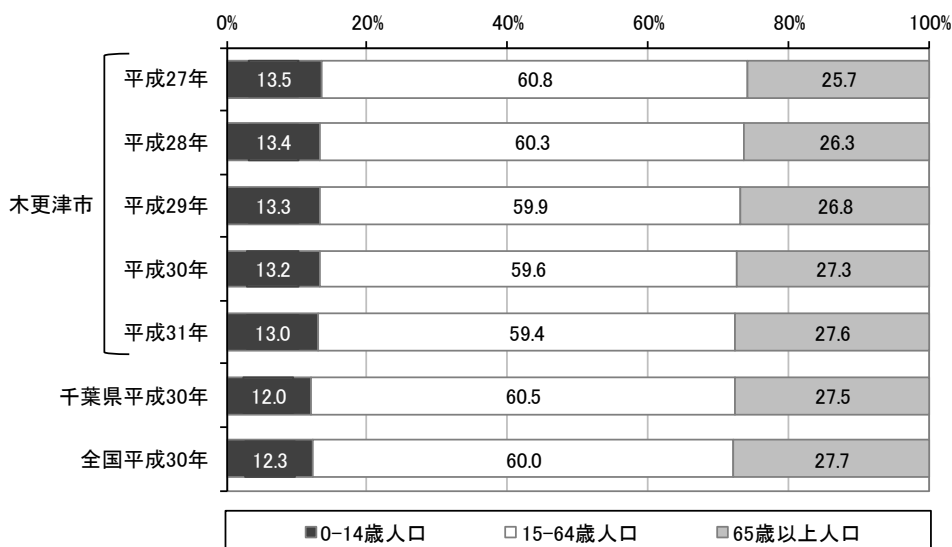
本市における総人口は、平成28年以降増加傾向が続き、平成31年現在では135,154人となっています。年齢3区分別人口をみると、65歳以上人口（高齢者人口）が増加する一方、15-64歳人口（生産年齢人口）と平成28年以降の0-14歳人口（年少人口）は減少傾向となっています。

年齢3区分別人口の構成比をみると、0-14歳人口（年少人口）の構成比は減少しており、平成30年時点の国・県の構成比と比較すると、国・県と概ね同様の水準となっています。

【総人口と年齢3区分別人口の推移】



【年齢3区分別人口構成比の推移】



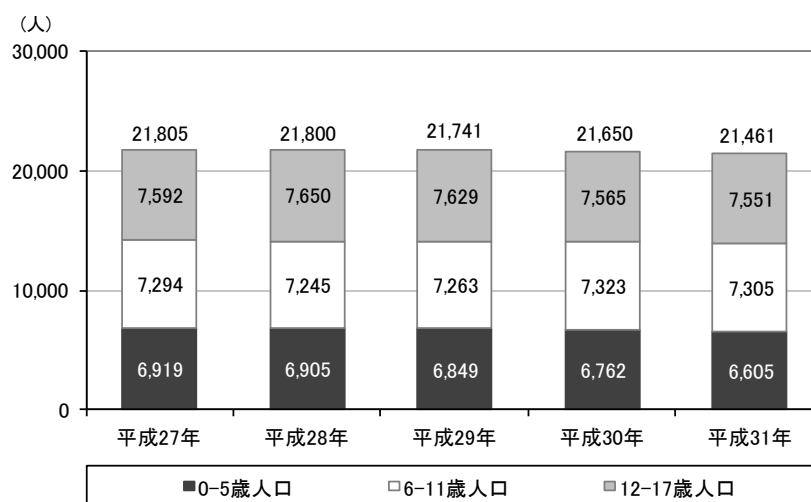
資料：市の人口／住民基本台帳（各年3月末日）

全国と県の人口／総務省統計局人口推計（平成30年10月1日現在の人口／平成31年4月公表）

（２）18 歳未満人口と年齢3区分別人口の推移

本市における 18 歳未満人口は、減少傾向が続き、平成 31 年現在では 21,461 人となっています。年齢3区分別人口をみると、0-5 歳人口と平成 29 年以降の 12-17 歳人口が減少傾向となっている一方、6-11 歳人口では、平成 29 年までが 7,200 人台、平成 30 年以降が 7,300 人台で推移しています。

【18 歳未満人口と年齢3区分別人口の推移】



資料：住民基本台帳（各年3月末日）

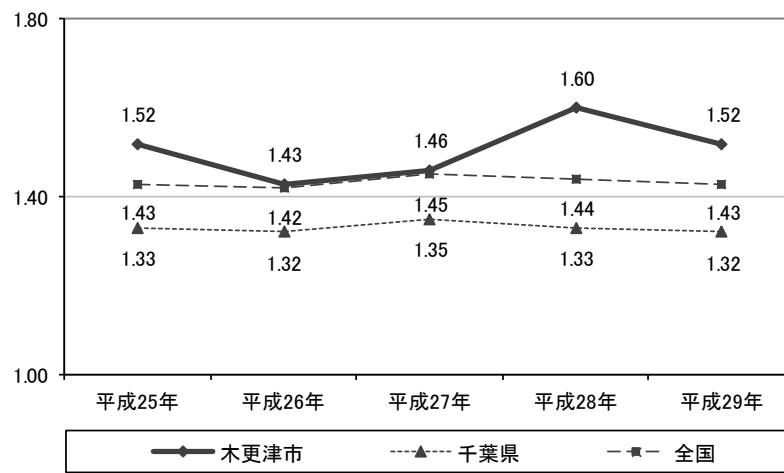


（３）合計特殊出生率の推移

一人の女性が出産可能年齢（15～49 歳）に産む子どもの数を示す合計特殊出生率をみると、千葉県は国の水準より低い中、本市は、平成 26-27 年では国の水準と同レベルで推移しており、平成 28 年以降では国の水準を上回って推移しています。

また、平成 28-29 年の千葉県内の市町村別順位をみると、本市の合計特殊出生率は、県内でも上位の位置づけとなっています。

【合計特殊出生率の推移】



【合計特殊出生率における千葉県内市町村別順位（君津地域4市）】

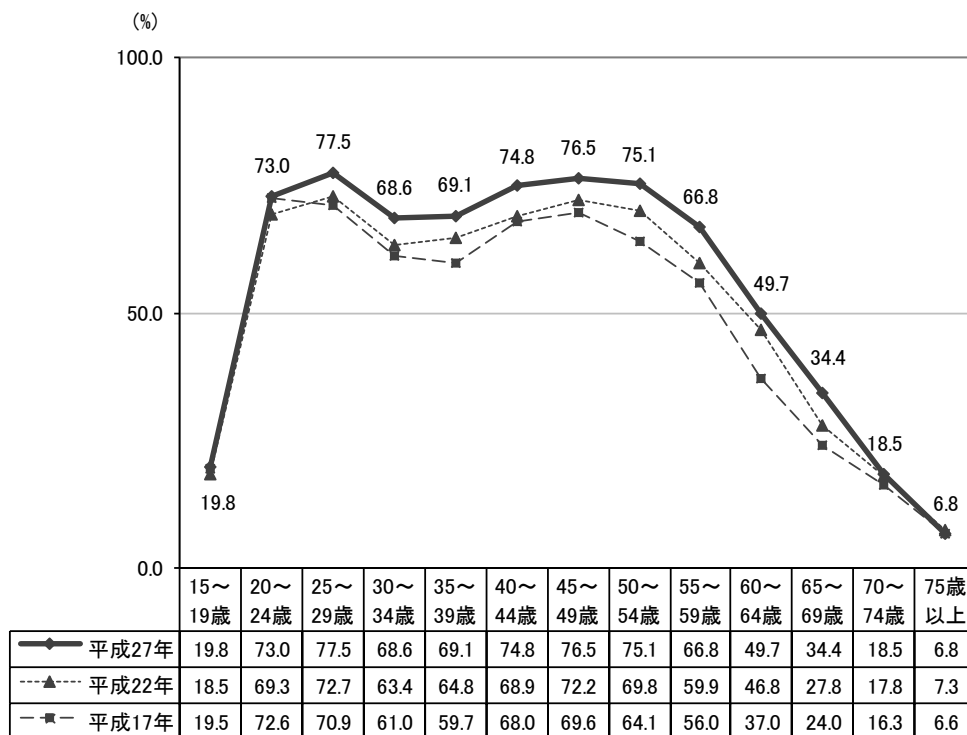
	平成 28 年		平成 29 年	
	順位	合計特殊出生率	順位	合計特殊出生率
木更津市	1 位	1.60	5 位	1.52
袖ヶ浦市	6 位	1.44	4 位	1.56
君津市	15 位	1.36	13 位	1.40
富津市	41 位	1.13	42 位	1.12

資料：千葉県「人口動態統計」

（４）女性の年齢別労働力率の推移

女性の年齢別労働力率*をみると、平成27年では、平成22年と比べて、25歳から74歳の労働力率が増加しています。

【女性の年齢別労働力率の推移】



資料：国勢調査

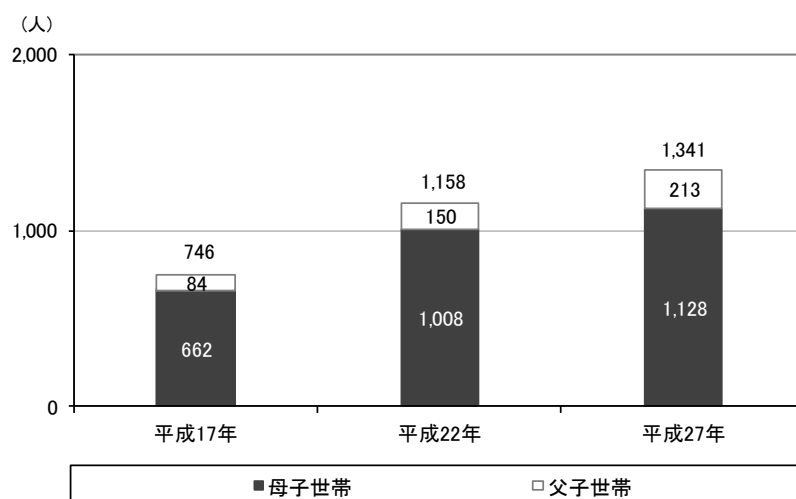
*労働力率とは

15歳以上人口に占める労働力人口（就業者＋完全失業者）の割合。女性の年齢別労働力率においては、結婚・出産期に当たる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するという、いわゆるM字カーブを描くことが知られています。

（５）18歳未満の子どもがいるひとり親世帯数の推移

18歳未満の子どもがいるひとり親世帯数をみると、母子・父子世帯とも増加しており、平成27年現在では、母子世帯が1,128世帯（平成17年比466世帯増）、父子世帯が213世帯（同比129世帯増）で、ひとり親世帯合計では1,341世帯（同比595世帯増）となっています。

【18歳未満の子どもがいるひとり親世帯数の推移（他の世帯員がいる世帯を含む）】



資料：国勢調査

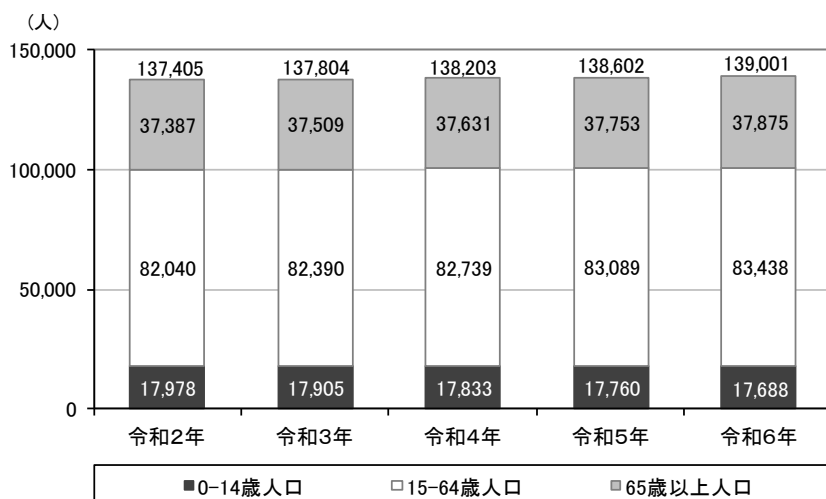
（６）総人口及び児童人口の将来推計

本計画の人口推計については、本市総合計画（第2次基本計画）の将来人口の数値を元に推計しました。

① 総人口・年齢3区分人口の推計

本市における総人口は、増加傾向が続き、令和6年には139,001人となる中、0-14歳人口（年少人口）は、減少傾向が続き、令和6年には17,688人となることが推測されます。

【総人口・年齢3区分人口の推計】



② 児童人口の推計

本市における 12 歳未満の児童人口は、減少傾向が続き、令和6年には 13,816 人（令和2年比／329 人減）となることが推測されます。

0-5歳人口をみると、減少傾向が続き、令和6年には 6,429 人（同比／218 人減）となり、6-11 歳人口をみると、減少傾向が続き、令和6年には 7,387 人（同比／111 人減）となることが推測されます。

【児童人口の推計】

単位:人

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0歳	1,035	1,029	1,017	1,010	996
1歳	1,046	1,075	1,067	1,056	1,040
2歳	1,111	1,067	1,094	1,087	1,067
3歳	1,133	1,128	1,082	1,110	1,093
4歳	1,170	1,152	1,144	1,097	1,118
5歳	1,152	1,153	1,144	1,144	1,116
0-5歳計	6,647	6,604	6,548	6,504	6,430
6歳	1,221	1,164	1,176	1,162	1,175
7歳	1,215	1,232	1,185	1,193	1,193
8歳	1,258	1,226	1,255	1,203	1,225
9歳	1,230	1,268	1,248	1,273	1,233
10歳	1,271	1,281	1,314	1,268	1,283
11歳	1,303	1,276	1,285	1,313	1,277
6-11歳計	7,498	7,447	7,463	7,412	7,386
合計	14,145	14,051	14,011	13,916	13,816

2. 子ども・子育て支援に関するニーズ調査からみる木更津市の現状

(1) 調査の概要

本計画を策定するにあたり、次の調査を実施しました。

調査対象者	木更津市に住む「就学前児童」及び「小学生」の保護者
調査期間	平成30年11月6日～11月20日
調査方法	郵送による配布・回収
回収結果	就学前保護者／配布数：1,300件 回収数：645件 回収率：49.6% 小学生保護者／配布数：700件 回収数：368件 回収率：52.6%

(2) アンケート調査結果の概要

① 幼児の教育・保育について

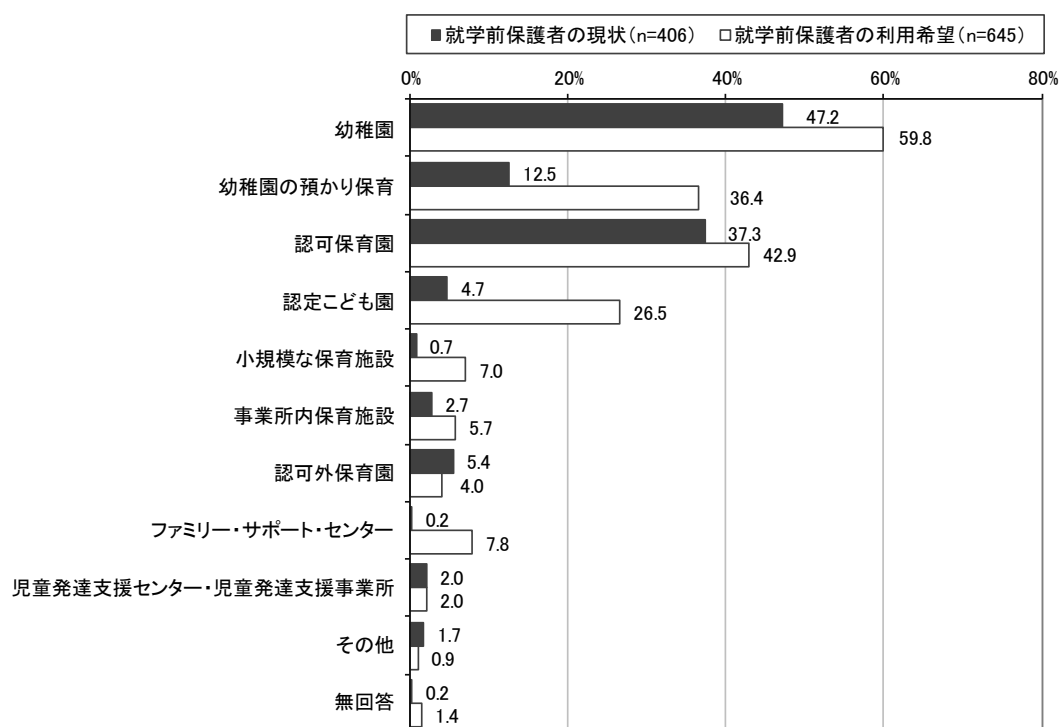
● 定期での教育・保育施設の現在の利用状況と利用希望について

現状の利用では、「幼稚園」が47.2%と最も多く、次いで「認可保育園」が37.3%、「幼稚園の預かり保育」が12.5%となっています。

利用希望では、「幼稚園」が59.8%と最も多く、次いで「認可保育園」が42.9%、「幼稚園の預かり保育」が36.4%、「認定こども園」が26.5%となっています。

【定期での教育・保育施設の現在の利用状況と利用希望について

(現状の回答は「利用している」を選んだ人／複数回答)】

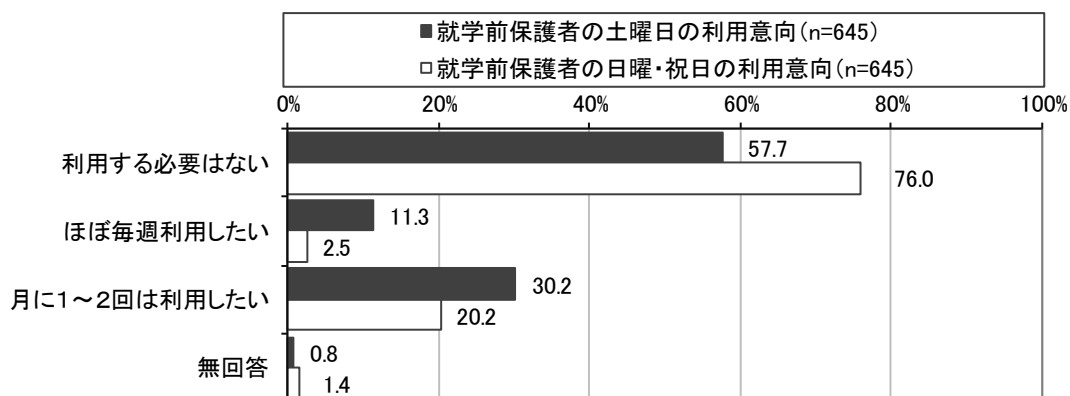


●保育園・幼稚園等の平日以外の利用意向について

土曜日の利用意向をみると、「ほぼ毎週利用したい」（11.3%）と「月に1～2回は利用したい」（30.2%）を合わせた“利用したい”は、41.5%となっています。

日曜・祝日の利用意向をみると、「ほぼ毎週利用したい」（2.5%）と「月に1～2回は利用したい」（20.2%）を合わせた“利用したい”は、22.7%となっています。

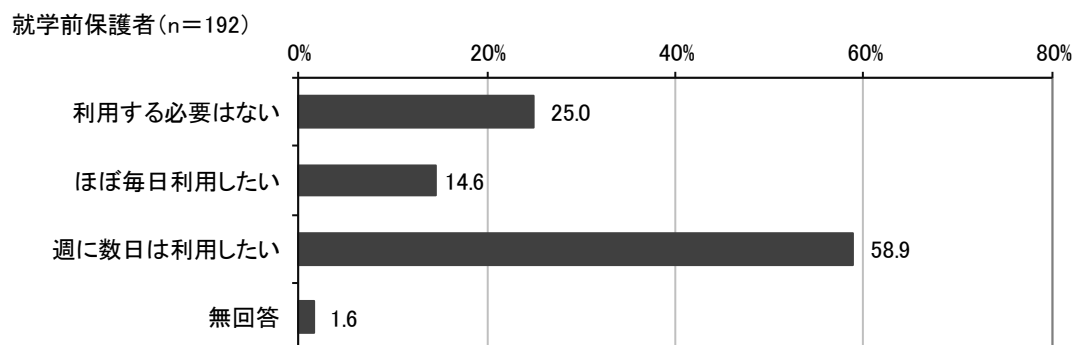
【保育園・幼稚園等の平日以外の利用意向について(単数回答)】



●幼稚園利用者の夏休み等長期休暇中の利用意向について

幼稚園利用者の長期休暇中の利用意向をみると、「ほぼ毎日利用したい」（14.6%）と「週に数日は利用したい」（58.9%）を合わせた“利用したい”は、73.5%となっています。

【夏休み等長期休暇中の利用意向について(「幼稚園」を利用している人／単数回答)】



②病児・病後児保育について

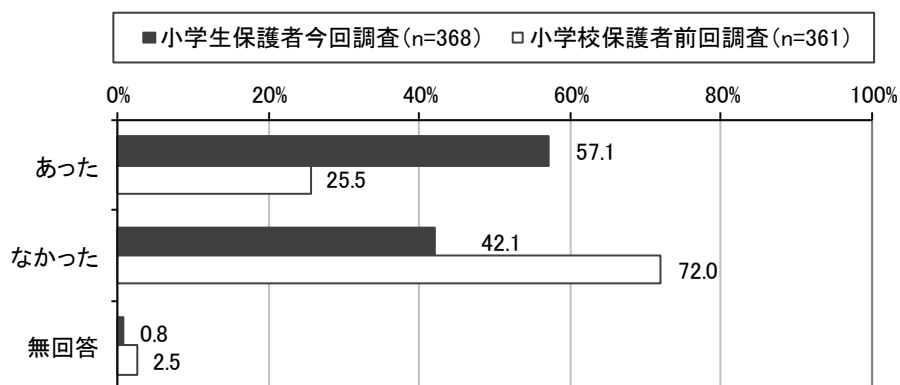
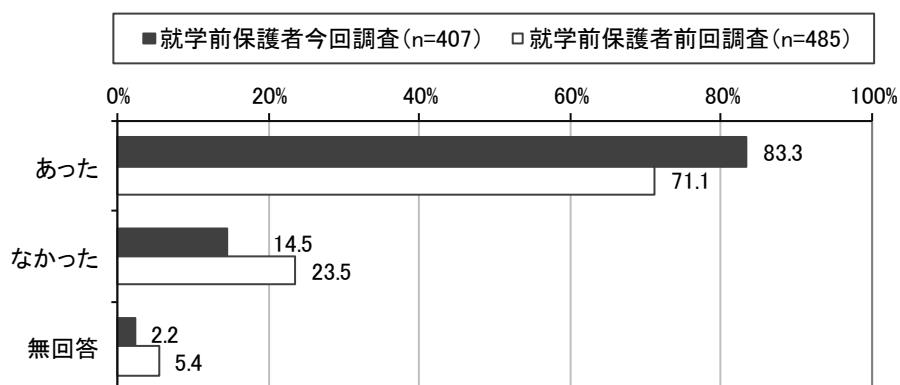
●子どもが病気やケガで保育園や幼稚園等を休んだことの有無について

子どもが病気やケガで学校を休んだことについて、「あった」をみると、就学前保護者が83.3%、小学生保護者が57.1%となっています。

前回調査と比較すると、就学前保護者が12.2ポイント、小学生保護者が31.6ポイント前回より多くなっています。

【子どもが病気やケガで保育園や幼稚園等を休んだことの有無について

(就学前保護者は教育・保育施設を利用している人／単数回答)】

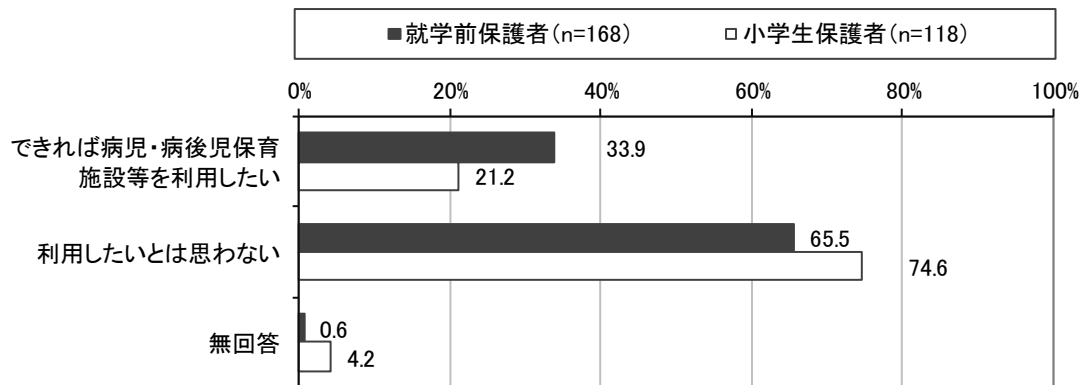


●病児・病後児のための保育施設等の利用意向について

保育施設等の利用意向について「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」をみると、就学前保護者が33.9%、小学生保護者が21.2%となっています。

【病児・病後児のための保育施設等の利用意向について

（保護者が仕事を休んで対応した人／単数回答）】



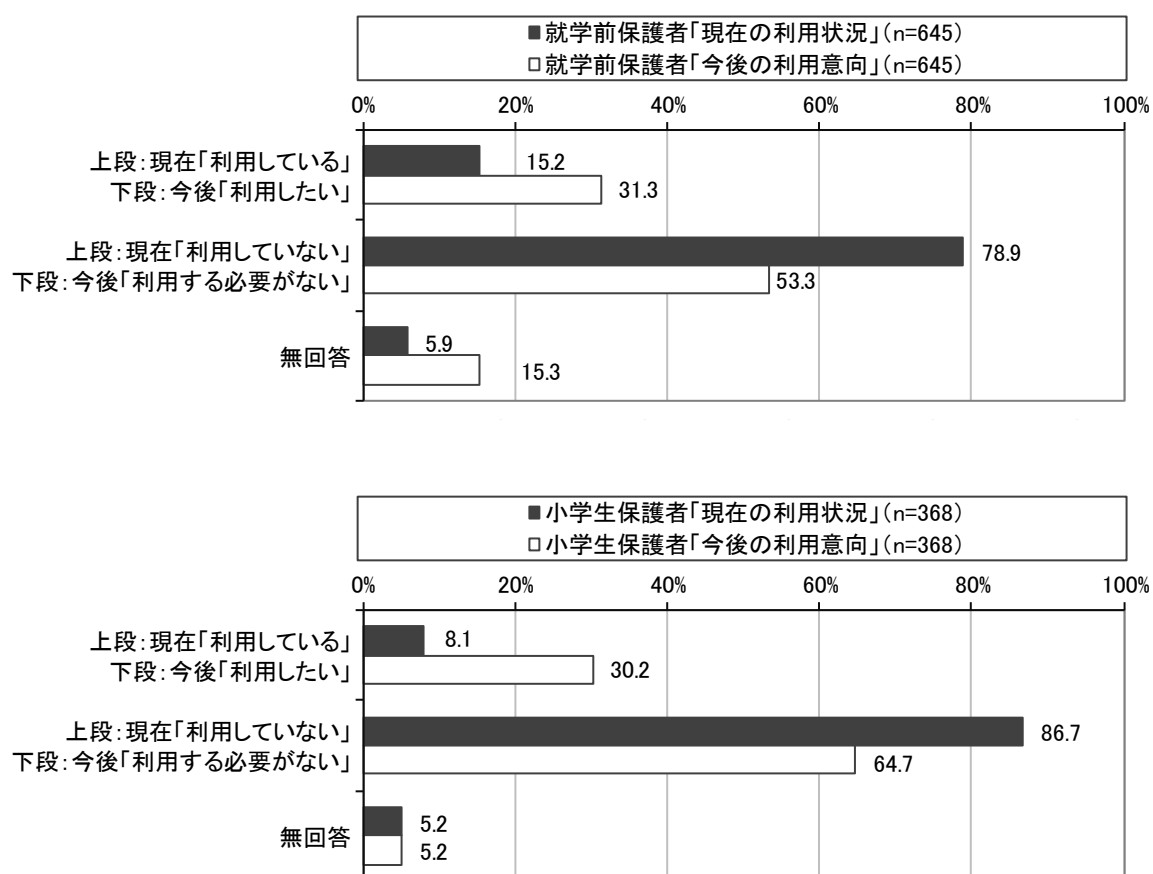
③突発的な保育について

●現在と今後の突発的な保育の利用について

今後の突発的な保育の利用意向の「利用したい」をみると、就学前保護者が31.3%、小学生保護者30.2%となっています。

現在の利用状況と比較すると就学前保護者が16.1ポイント、小学生保護者が22.1ポイント現在の利用より多くなっています。

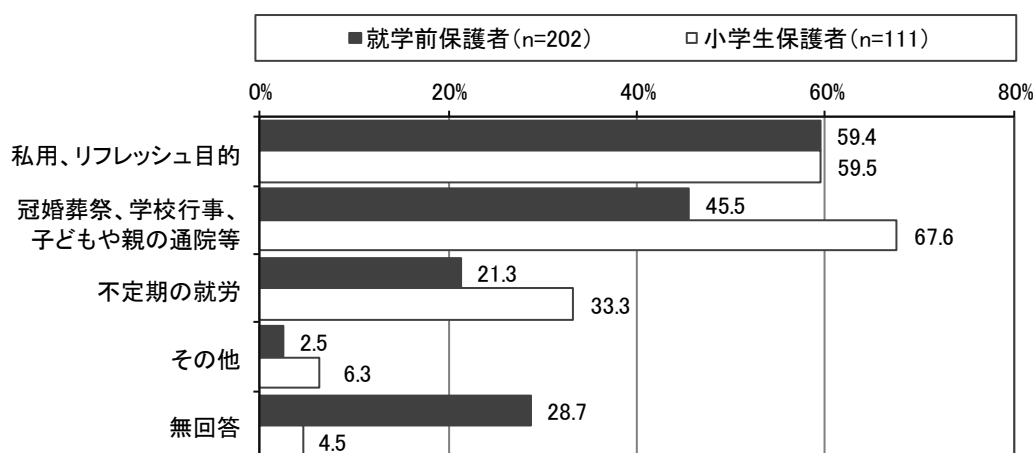
【現在と今後の突発的な保育の利用について(単数回答)】



●今後、突発的な保育を利用したい目的について

今後突発的な保育を利用したい人の内で、その利用目的をみると、「私用、リフレッシュ目的」（就学前保護者 59.4％／小学生保護者 59.5％）と「冠婚葬祭、学校行事、子どもや親の通院等」（就学前保護者 45.5％／小学生保護者 67.6％）が多くなっています。

【今後、突発的な保育を利用したい目的（「利用したい」を選んだ人）／複数回答）】

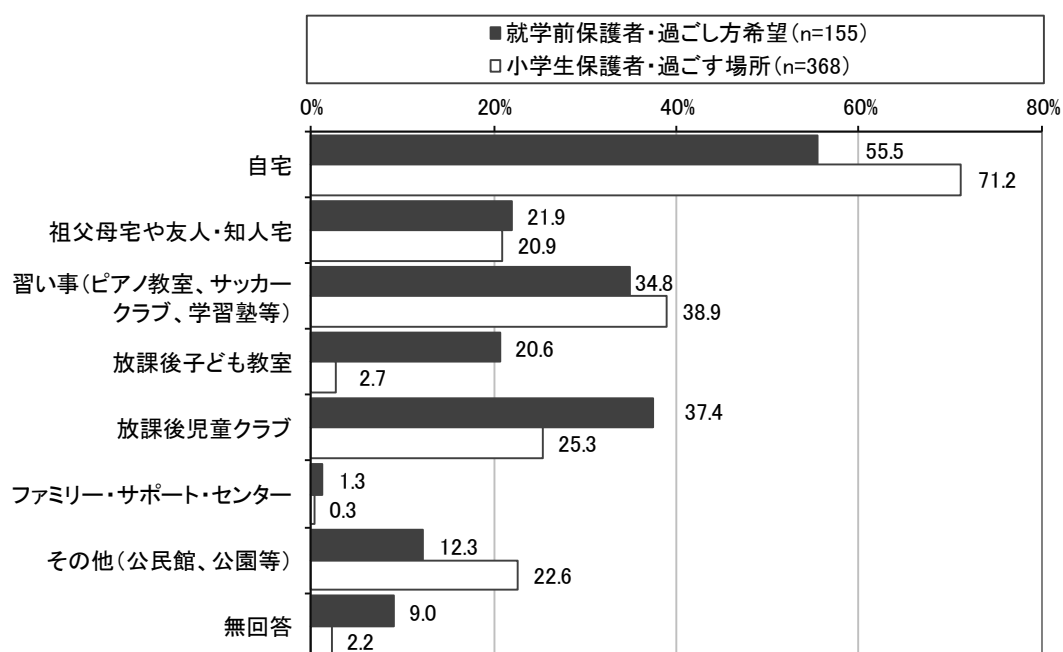


④放課後児童クラブについて

●放課後児童クラブの利用について

放課後児童クラブの利用についてみると、放課後児童クラブを利用したい就学前保護者は37.4％ながら、小学生保護者の実際の利用では25.3％となっています。

【放課後の過ごし方について（就学前保護者は5歳以上の子をもつ人のみ／複数回答）】



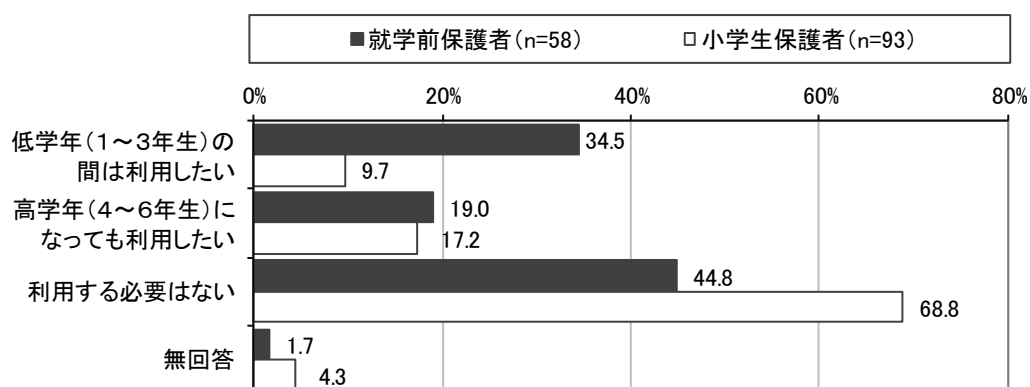
●土日・祝日の放課後児童クラブの利用意向について

土曜日での高学年までの利用意向をみると、就学前保護者が19.0%で、小学生保護者が17.2%となっています。

日曜日・休日での高学年までの利用意向をみると、就学前保護者が3.4%、小学生保護者が9.7%となっています。

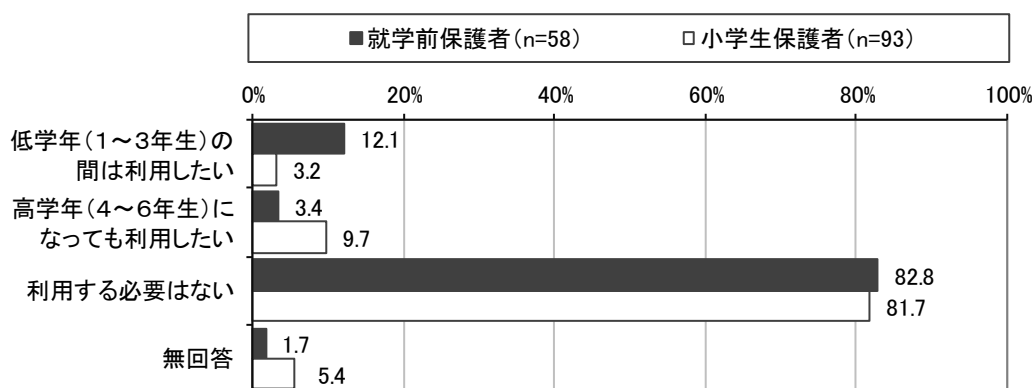
【土曜日の放課後児童クラブの利用意向について

(放課後児童クラブの利用意向をもつ人又は実際に利用している人のみ／単数回答)】



【日曜日・祝日の放課後児童クラブの利用意向について

(放課後児童クラブの利用意向をもつ人又は実際に利用している人のみ／単数回答)】

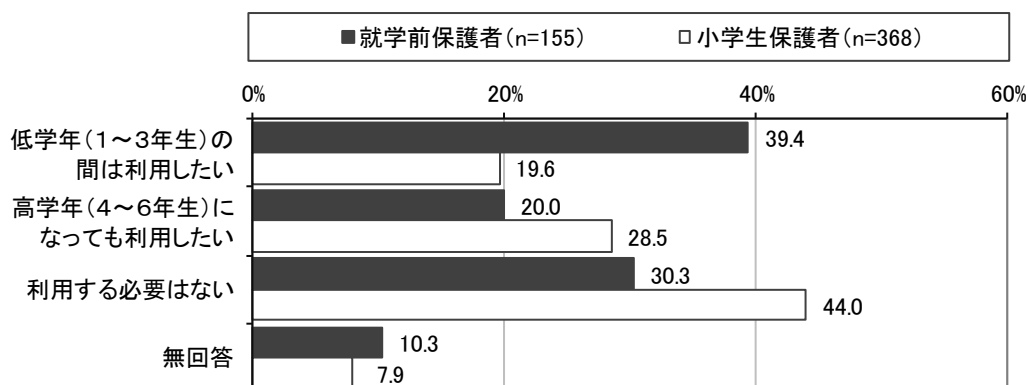


●長期休暇中の放課後児童クラブの利用意向について

長期休暇中での高学年までの利用意向をみると、就学前保護者が20.0%、小学生保護者が28.5%となっています。

【長期休暇中の放課後児童クラブの利用意向について

(就学前保護者は5歳以上の子をもつ人のみ／単数回答)】



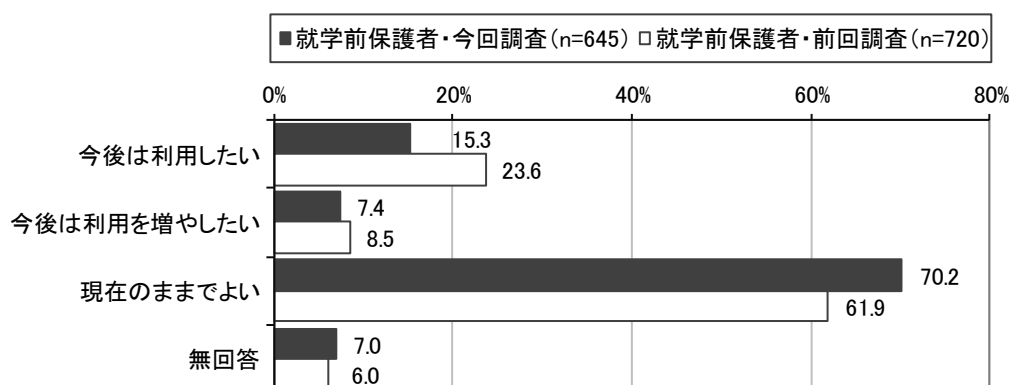
⑤子育て支援センターについて

●子育て支援センターの利用意向について

子育て支援センターの利用意向をみると、「現在のままでよい」が70.2%と最も多い一方、「今後は利用したい」が15.3%、「今後は利用を増やしたい」が7.4%となっています。

前回調査と比較すると、「現在のままでよい」が8.3ポイント前回より多く、「今後は利用したい」が8.3ポイント前回より少なくなっています。

【子育て支援センターの利用意向について(単数回答)】



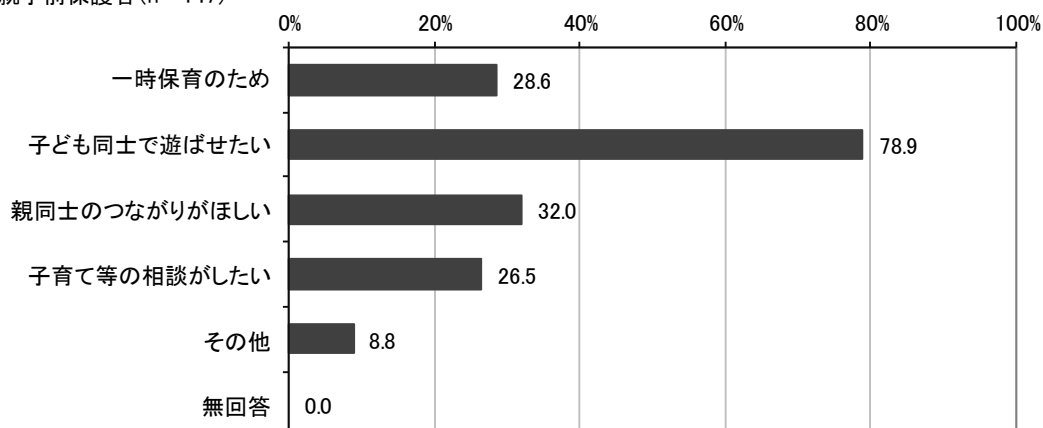
●子育て支援センターの利用目的について

子育て支援センターの利用目的をみると、「子ども同士で遊ばせたい」が78.9%と最も多く、次いで「親同士のつながりがほしい」が32.0%、「一時保育のため」が28.6%、「子育て等の相談がしたい」が26.5%となっています。

【子育て支援センターの利用目的について

(「今後は利用したい」「今後は利用を増やしたい」を選んだ人のみ／単数回答)】

就学前保護者(n=147)

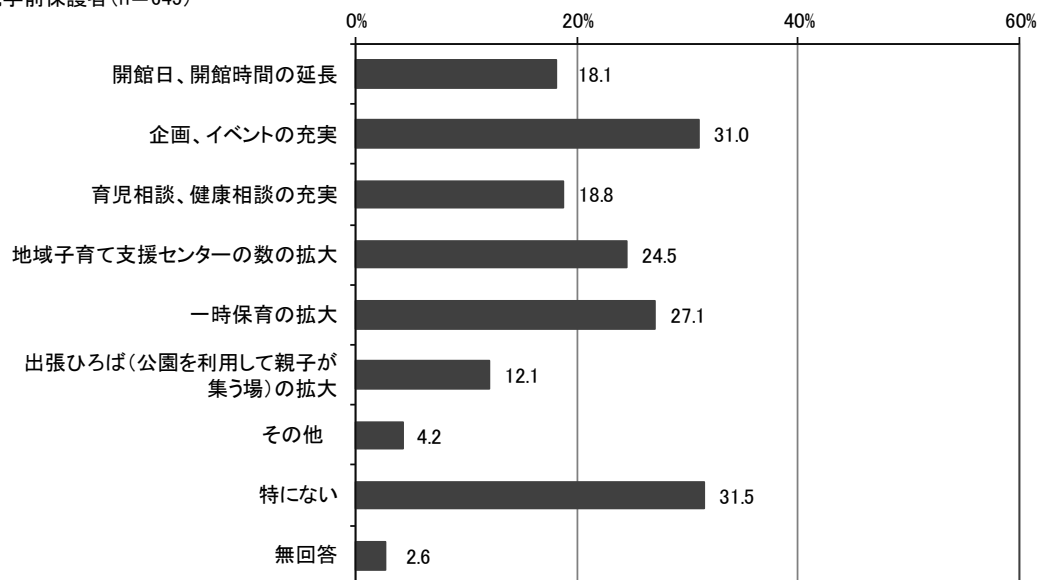


●子育て支援センターに期待することについて

子育て支援センターに期待することをみると、「特にない」が31.5%と最も多くなっている一方、「企画、イベントの充実」が31.0%、「一時保育の拡大」が27.1%、「地域子育て支援センターの数の拡大」が24.5%となっています。

【子育て支援センターに期待することについて(複数回答)】

就学前保護者(n=645)

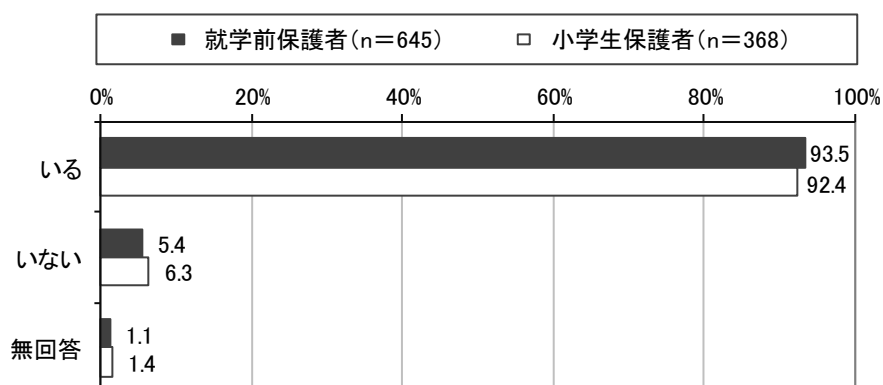


⑥子どもの悩みや相談について

●子育てをする上で、気軽に相談できる人の有無について

子育てをする上で、気軽に相談できる人の有無について「いない」をみると、就学前保護者では5.4%、小学生保護者では6.3%となっています。

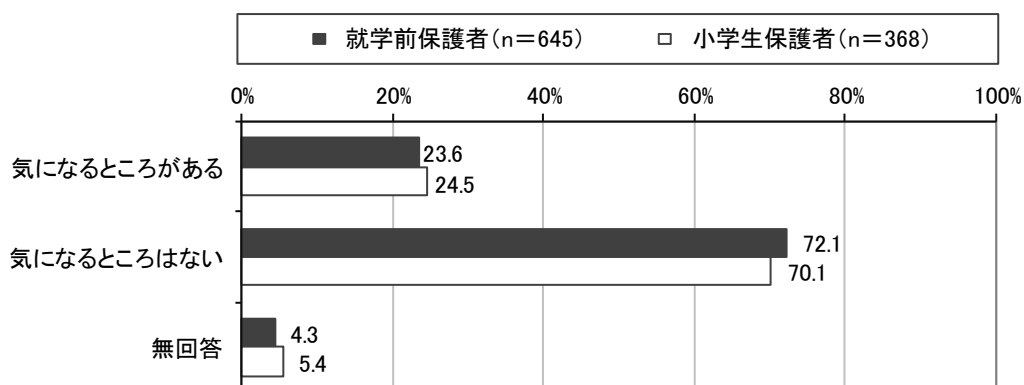
【子育てをする上で、気軽に相談できる人の有無について(単数回答)】



●子どもの気になるところの有無について

子どもの気になるところについて「気になるところがある」をみると、就学前保護者では23.6%、小学生保護者では24.5%となっています。

【子どもの気になるところの有無について(単数回答)】



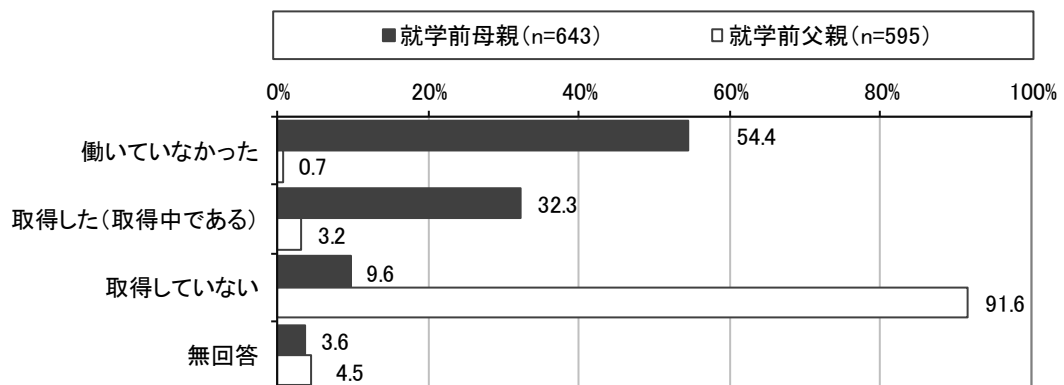
⑦育児休業等職場の両立支援制度について

●育児休業の取得状況について

就学前母親では、「働いていなかった」が54.4%と最も多く、次いで「取得した（取得中である）」が32.3%、「取得していない」が9.6%となっています。

就学前父親では、「取得していない」が91.6%と最も多く、次いで「取得した（取得中である）」が3.2%、「働いていなかった」が0.7%となっています。

【育児休業の取得状況について(単数回答)】

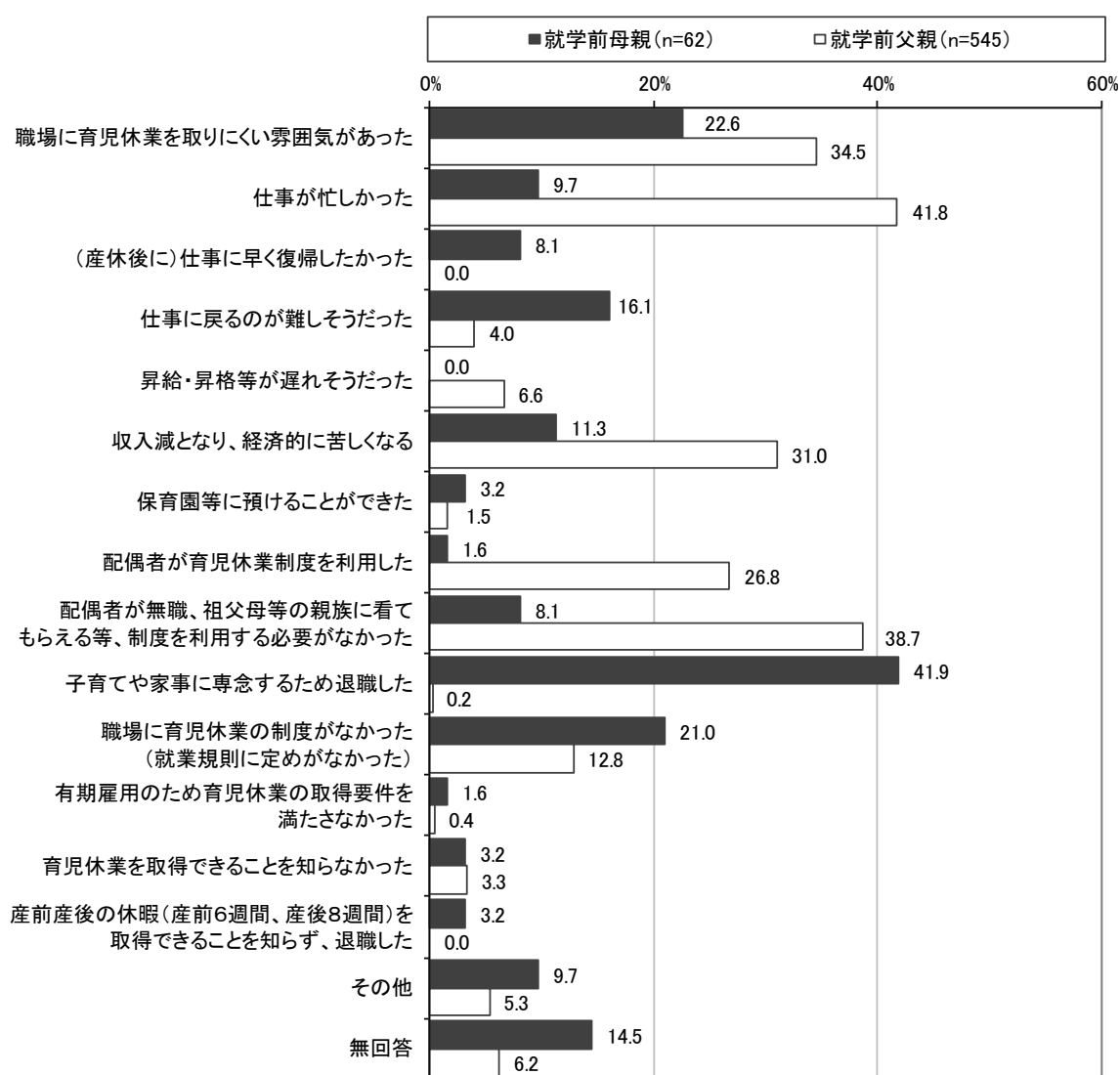


●育児休業を取得していない理由について

就学前母親では、「子育てや家事に専念するため退職した」が41.9%と最も多く、次いで「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」が22.6%、「職場に育児休業の制度がなかった（就業規則に定めがなかった）」が21.0%となっています。

就学前父親では、「仕事が忙しかった」が41.8%と最も多く、次いで「配偶者が無職、祖父母等の親族に看てもらえる等、制度を利用する必要がなかった」が38.7%、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」が34.5%、「収入減となり、経済的に苦しくなる」が31.0%となっています。

【育児休業を取得していない理由について（「取得していない」を選んだ人／複数回答）】



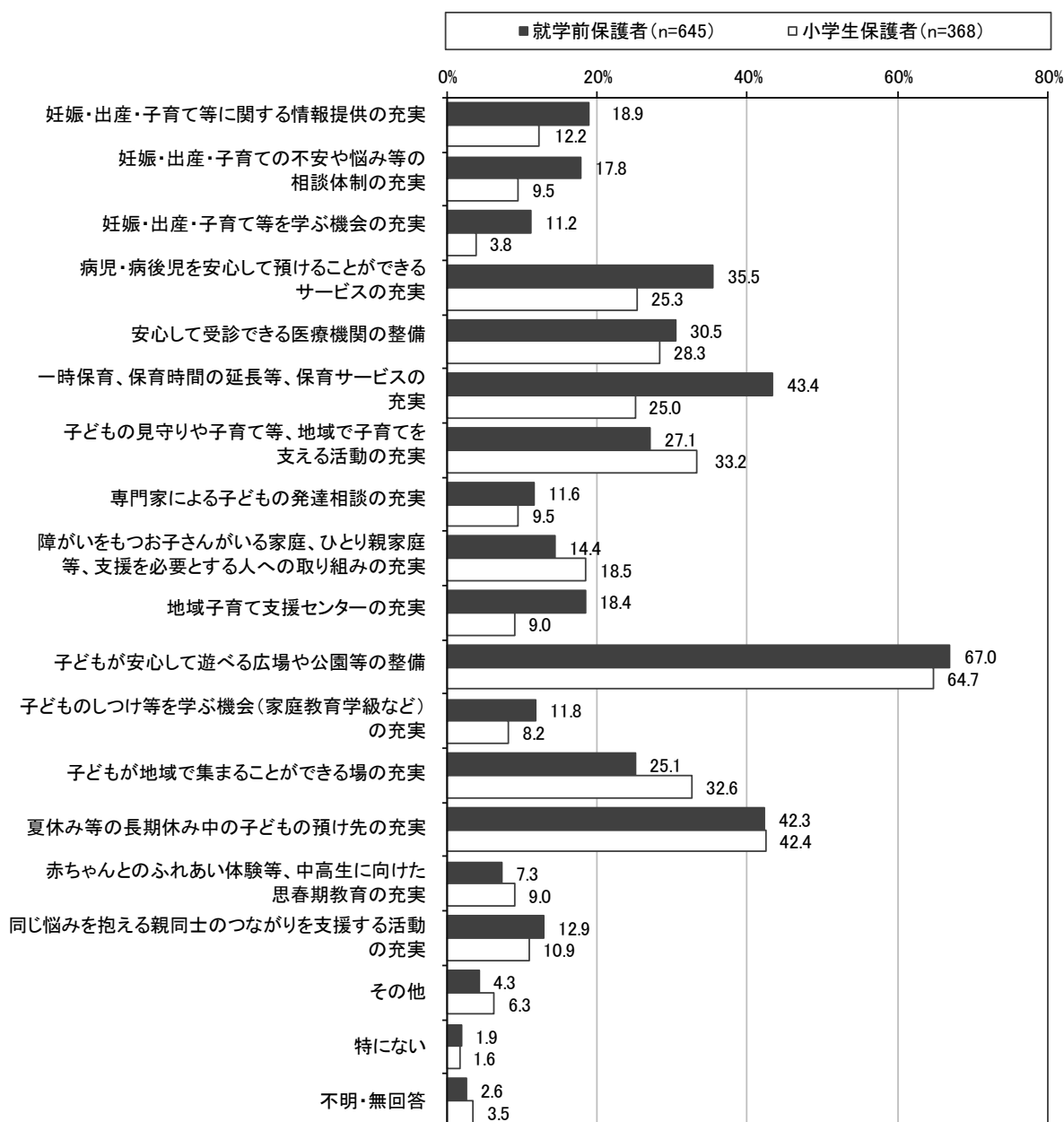
⑧保護者が重視する子育て支援施策について

●保護者が重視する子育て支援施策について

就学前保護者では、「子どもが安心して遊べる広場や公園等の整備」が67.0%と最も多く、次いで「一時保育、保育時間の延長等、保育サービスの充実」が43.4%、「夏休み等の長期休み中の子どもの預け先の充実」が42.3%と、いずれも4割以上となっています。

小学生保護者では、「子どもが安心して遊べる広場や公園等の整備」が64.7%と最も多く、次いで「夏休み等の長期休み中の子どもの預け先の充実」が42.4%と、いずれも4割以上となっています。

【保護者が重視する子育て支援施策について(複数回答)】



3. 第1期計画の取り組み評価

木更津市子ども・子育て支援事業計画第1期（平成27～31年度）の取り組み状況及び課題については、次のとおりです。

※事業項目が多いため、主な実績と課題のみ記載。下記の「主な実績」や「課題」の数値は、平成30年度末現在。

（1）幼児期の教育・保育の提供について

主な実績（成果）	課題
●保育施設を4園開設し、市内の保育施設数は合計で19施設となる（保育施設入園者数：1,874名）。 ●平成30年度までに、認定こども園を1園開設。また、令和元年度4月より、4園が保育園より認定こども園に移行し、市内の認定こども園数は合計で5園となる。	●平成31年4月時点の待機児童数は69名で、1歳や2歳から発生している。待機児童の解消に向け、更なる検討と対策が必要。

（2）地域子ども・子育て支援事業について

① 通所による事業について

主な実績（成果）	課題
●市内の保育施設18施設で、延長保育を実施（延べ利用数：1,193人／年）。 ●市内の保育施設2施設で、休日保育を実施（児童数は月平均58名）。 ●市内の保育施設6施設と地域子育て支援センターで、一時預かりを実施（延べ利用数：10,519人日／年）。 ●市内の全幼稚園で、預かり保育を実施（実施施設数：12箇所）。 ●子どもの養育が一時的に困難になった場合に短期間預かるショートステイ事業を実施（延べ利用数：6人日／年）。 ●市内1か所で、病後児保育を実施（延べ利用数：63人日／年）。 ●市内42か所で、放課後児童クラブを実施（利用数：1,308人／年）。また、学校・放課後子ども教室と連携した一体型については、令和元年度から1か所実施。	●就労形態等の変化から延長保育や休日保育へのニーズがある中で、保育士の確保及びその処遇改善の検討が必要。 ●一時預かりと幼稚園の預かり保育では、幼児教育・保育の無償化に伴う、適切な対応が課題。 ●ショートステイ事業では、突発的な利用の際にスタッフの体制が整わないこともあるため、受け入れ施設の拡大が課題。 ●本市には病児保育のニーズがあるものの、市内に対応施設がなく、その対応が必要。 ●放課後児童クラブのニーズが今後増加した場合に備えるため、今後もニーズの把握が必要。 ●いずれの通所事業を展開する上で、保育の質に関する評価方法の検討が必要。

② 訪問・相談支援等の事業について

主な実績（成果）	課題
●市内3拠点で、地域子育て支援拠点（地域子育て支援センター）を展開（延べ利用数：3,431 人回／月）。 ●平成 30 年より、ファミリー・サポート・センター事業を実施（依頼会員：208 人／提供会員：111 人）。 ●生後4か月までの子どものいる全ての家庭を訪問する乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）を実施（新生児訪問件数：延べ 1,156 件／訪問実施率：99％／主任児童委員の訪問：64 件）。	●地域子育て支援拠点（地域子育て支援センター）の利用は伸びているが、利用に結びつかない保護者へのアプローチが課題。 ●ファミリー・サポート・センター事業については、提供会員数を増やすこととともに、緊急対応や病児・病後児の預かりのニーズに対応できるよう体制整備をしていくことが課題。 ●乳児家庭全戸訪問事業については、全戸訪問に向けた取り組みに加えて、養育支援訪問の体制づくりが課題。

(3) 子どもに関する専門的な支援について

主な実績（成果）	課題
●保育施設職員の資質の向上に向け、アクションプログラムによる研修や市独自の研修会を開催（アクションプログラム研修回数：22 回／市独自研修会参加者数：66 名）。 ●幼稚園・保育施設と小学校の連携に向け、次年度入学予定の児童に対して就学時健康診断を実施するとともに、就学支援を必要とする小学校入学予定児童を把握するため、各幼稚園・保育施設からの情報を入手。また、必要に応じて、年中より学校教育課と連携をとり就学相談に向けて対応を行う。 ●児童虐待対策に向け、家庭相談員2名を配置。また、平成 30 年から、子ども家庭相談員3名を配置するとともに、子ども家庭総合支援拠点を設置（児童虐待対応数：310 件）。	●幼稚園・保育施設と小学校の連携に向け、子どもの発達を心配する保護者への対応方法が課題。 ●児童虐待対策については、その背景として複数の問題が絡み合い、多様化、複雑化、深刻化しており、増加する虐待事案や相談に対応するため、一人ひとりの相談支援技術の一層の向上が課題。

(4) 子どもの健やかな成長の支援について

主な実績（成果）	課題
●子どもの様々な悩みや不登校等の問題について、社会教育指導員による青少年・子育て相談を実施（来所相談件数：10件／電話相談件数：67件／メール相談件数：29件）。 ●子ども達の居場所づくりと地域の教育力の充実に向け、放課後子ども教室を6か所で展開。 ●青少年の健全育成に向け、青少年相談員を委嘱し、制度の活性化と活動の充実を図る。 ●不登校児童・生徒の原籍校復帰に向け、学校適応指導教室「あさひ学級」で、集団生活への適応指導を行う。	●青少年の問題等について、支援を必要とする全ての対象者への周知を図ることが必要。 ●地域住民で構成される放課後子ども教室の運営や次期青少年相談員の担い手不足が課題。 ●「あさひ学級」への入級希望者が増加しているため、受け入れ体制の検討が必要。

(5) 子育てを支援する生活環境について**① 子育て家庭へのサポート体制について**

主な実績（成果）	課題
●子育てに関する心配ごとや育児不安の解消を図るため、子育て相談を行う（相談件数：303件）。 ●乳幼児とその保護者を対象に健康相談を実施（相談人数：4,385人⇒うち、にこにこ健康相談：842人、電話相談：1,183人、来所相談：2,360人）	●相談できない人や相談窓口を知らない人へのアプローチが課題。 ●転入や核家族化により、身近に相談できる者がいない保護者が増えている。また、情報が氾濫している中、悩みを1人で抱え困っている保護者が増えていることから、身近にいつでも相談できる体制や対象者の背景に応じた支援の充実が必要。

② 家庭における子育て力の支援について

主な実績（成果）	課題
●子育てについての知識を深め、親同士の交流を図るため、各公民館で家庭教育学級を実施（各地区の状況に応じ、子どもの成長ごとに全 40 事業を実施）。 ●乳児教室を実施（7～8か月教室：12 回 349 組/じょうずにモグモグ教室：12 回 136 組）。	●地区によって対象人数が大きく違うため、各地区の状況を把握した内容の検討が必要。 ●参加者が一部の市民になっているため、より多くの保護者が利用できるよう、周知方法の工夫や改善が必要。 ●子育てに関する知識や経験不足により、子どもへの関わり方がわからない、子育てに自信が持てない等の保護者が見受けられるため、保護者が子どもの発育・発達を理解し、子どもに応じた子育ての力が高まるような支援のあり方の検討が必要。



③ 母子の健康づくりについて

主な実績（成果）	課題
●母子健康手帳を交付するとともに、交付時に妊娠から出産、その後の育児に至るまでの家族ぐるみの健康管理に関する保健指導を実施（交付件数：986件）。 ●妊婦に対し、平成29年からは母子保健コーディネーターを配置し、保健指導を行う（妊婦保健指導人数：293名）。 ●乳幼児健康診査の実施（108回/年、受診者数3,175人⇒うち、乳児健康診査961人/1歳6か月児健康診査1,094人/3歳児健康診査1,120人）。	●転入等で支援者がいない子育て世代へ支援サービスの紹介や支援サポートの充実の検討が課題。 ●母子健康手帳交付時の保健指導では、低出生体重児の出生を予防するための保健指導を強化するとともに、周産期メンタルヘルスにおける客観的指標の検討や支援体制整備が必要。 ●乳幼児健康診査については、未受診者対策が必要。 ●子どもの就寝起床時間が遅くなっていることや、朝食欠食が増えていることから、将来の生活習慣病の予防及び情緒の安定を目的として、子どもの頃から規則正しい生活習慣及び食習慣の確立に向けた支援を継続して実施していくことが必要。

④ 小児医療体制について

主な実績（成果）	課題
●一般医療機関の診療時間を外れた場合の小児の急病に対応する休日・夜間診療体制の整備・充実を行う（休日・夜間診療受診者数（小児）：6,794名）。	●医師の高齢化や医師・看護師不足、輪番制で待機する医療機関の減少等により、小児医療体制の維持が課題。

⑤ 食育の推進について

主な実績（成果）	課題
●乳幼児からの良い食習慣づくりを推進し、保育施設、幼稚園、小中学校における食教育の充実を図る（食に関する指導実施数：6校26学級等）。	●配食校全校での指導及び、配食校以外においても食育指導を行うことが課題。

⑥ 子育てしやすい環境の整備について

主な実績（成果）	課題
●市内公園等の整備に取り組む（市内公園数：183箇所／1人当たり公園面積：9.04㎡）。	●地域によって1人当たりの公園面積の格差があること及び多くの遊具が更新の必要があり、整備のあり方の検討が課題。

⑦ 子育て家庭の仕事と生活の調和について

主な実績（成果）	課題
●働きやすい環境づくりに向け、市のホームページ等を活用し、普及・啓発を行う。	●育児休業の取得率等から、子育て世帯にとって働きやすい職場環境が十分に整備されているとは言い難いため、普及活動の強化が必要。

（6）地域における子育て力の支援について

主な実績（成果）	課題
●幼児をもつ親が安心して任せることができる保育ボランティアの養成講座を開催（講座参加者数：13名）。 ●各種会議等を通じて、保健や福祉等の関係機関と連携し、子育て支援に関する情報交換を行う。 ●世代間の交流に向け、保育施設で祖父母を招いた交流会を開催するとともに、介護施設への訪問を行う（交流会実施施設数：12施設／介護施設への訪問施設数：9施設）。 ●保育施設に通っていない子ども達及びその保護者に対し、親子での遊びや保護者同士の交流、仲間づくりに向け、保育施設での園庭開放を実施（園庭開放実施施設数：13施設／開催日数：712日／園庭開放利用者数：3,883人）。	●保育ボランティアに求められるニーズを把握し、講座内容に反映することが必要。 ●保健・福祉サービスの連携については、子どもの発育・発達や保護者の養育能力に対して、個別かつ継続した支援が必要なケースが増えていることから、より一層の連携の強化が必要。 ●園児の世代間交流機会は、増加しているものの、より多くの園児の交流機会の創出が必要。 ●園庭開放を知らない保護者がいることから、周知の強化が課題。

(7) 一人ひとりの特性に配慮した支援について

主な実績（成果）	課題
●保育の必要性があり、集団保育が可能な障がいのある児童の保育を実施（障害児保育の実施施設数：15施設／利用者数：5名／園庭開放利用者数：3,883人／障害児保育の体制状況：約8割の施設が対応）。 ●発達の遅れや心配のある子どもとその保護者を対象に、臨床心理士等による相談・指導を行う（「こども相談」実施回数と延べ相談者数：44回、延べ221名／1.6歳、3歳児健診での臨床心理士相談の相談者数：1.6歳健診38名、3歳健診49名等）。 ●言語の発達に課題のある就学前の子どもに対し、指導員による言葉の相談や指導等を実施（幼児言語教室の利用者数：2,242名／相談者数：409名） ●未熟児をもつ保護者の会（すくすく子育ての会）を開催（開催回数：3回／参加者数：延べ24名）。 ●母子・父子自立支援員や相談担当者による、ひとり親家庭への相談・アドバイスを行う（母子・父子自立支援員：1名／子ども家庭相談員：3名／家庭相談員：2名）。	●保育士不足から加配ができない状況があり、加配保育士の確保が課題。また、障害認定までに至らない乳幼児の入園も増加しているため、適切な体制づくりが必要。 ●子どもの発達に対する相談者数が増加傾向にあることから、相談窓口の周知の強化とともに、必要量に応じた相談枠や相談支援の確保のあり方の検討が必要。 ●幼児言語教室については、支援施設や病院等関係機関に通いながら幼児言語教室を併用したいというケースが増え、その対応の検討が必要。 ●未熟児をもつ保護者の会の参加者数が少ないことから、対象に対する参加促進が必要。 ●未熟児をもつ保護者は、子どもの成長・発達に不安や心配を抱いていることから、専門的な助言や保護者同士のつながりを持てる機会を提供する等、安心して子育てができるような支援体制の充実が必要。 ●ひとり親家庭への相談・アドバイスについては、相談内容が複雑化・多様化していることから、相談担当者の更なる知識向上と相談対応力が必要。

4. 計画策定に向けた現状と課題のまとめ

(1) 幼児期の教育・保育の提供について

国においては、幼児教育・保育の無償化に向け、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律が成立しました（令和元年10月から施行）。

統計データをみると、子育て世代等で、就労している女性が増えていることから、母親の就労状況に対応した、教育・保育サービスの適切な提供が求められています。

調査結果をみると、教育・保育施設の利用状況と利用希望の比較では、「幼稚園の預かり保育」（現在 12.5%／希望 36.4%）が 23.9 ポイント、「認定こども園」（現在 4.7%／希望 26.5%）が 21.8 ポイント、「幼稚園」（現在 47.2%／希望 59.8%）が 12.6 ポイント、「認可保育園」（現在 37.3%／希望 42.9%）が 5.6 ポイント現在の利用より利用希望が多くなっていることから、教育・保育サービスの施設整備のあり方の検討が必要とされています。

市の取り組み状況においては、待機児童の解消に向けた検討とともに、幼児教育・保育の無償化に伴う教育・保育ニーズの増加への適切な対応が課題として挙げられています。



●待機児童の解消及び教育・保育ニーズの施設整備のあり方の検討

(2) 地域子ども・子育て支援事業について

① 延長保育・休日保育について

調査結果をみると、平日以外で教育・保育を利用したい人では、土曜日では4割強（月に1～2回は利用したい 30.2%／ほぼ毎週利用したい 11.3%）、日曜日・祝日では2割強（月に1～2回は利用したい 20.2%／ほぼ毎週利用したい 2.5%）となっています。また、長期休暇中に利用したい人（週に数日は利用したい 58.9%／ほぼ毎日利用したい 14.6%）では7割強となっており、保護者が重視する子育て支援施策として「夏休み等の長期休み中の子どもの預け先の充実」を求める人（42.3%）も多いことから、これら平日以外の利用意向と実績値を考慮した土日や長期休暇中の提供体制の検討が必要とされています。

市の取り組み状況においては、就労形態等の変化から延長保育や休日保育のニーズはある中で、保育士の確保及びその処遇改善の検討が課題として挙げられています。



●平日以外のニーズに対応した、土日や長期休暇中の提供体制の検討

② 病児・病後児保育について

調査結果をみると、子どもが病気やケガで学校を休んだことのあった人は、就学前保護者（83.3%）が8割強、小学生保護者（57.1%）が6割弱で、前回調査と比較すると、就学前保護者が12.2ポイント、小学生保護者が31.6ポイント前回より多くなっています。また、保護者が仕事を休んで対応した人の内、病児・病後児施設を利用したい人は、就学前保護者（33.9%）が3割強、小学生保護者（21.2%）が2割強となっていることから、病児・病後児保育の提供体制のあり方の検討が必要とされています。

市の取り組み状況においては、病児保育のニーズがあるものの、市内に対応施設がなく、その対応が課題として挙げられています。



●病児保育の対応体制の検討及び病後児保育ニーズへの適切な対応

③ 一時保育について

調査結果をみると、今後の突発的な保育の利用意向では、就学前保護者（31.3%）が3割強、小学生保護者（30.2%）が約3割と、実際の利用と比べ多くなっています。また、今後利用したい人の内で、その利用目的では、「私用、リフレッシュ目的」（就学前保護者 59.4%／小学生保護者 59.5%）が多いことから、親のリフレッシュ目的を含めた突発的な保育の充実が必要とされています。

市の取り組み状況においては、幼児教育・保育の無償化に伴う一時保育のニーズの変化への適切な対応が課題として挙げられています。



●突発的な保育の充実及び幼児教育・保育の無償化に伴う一時保育のニーズの変化への適切な対応

④ 放課後児童クラブについて

調査結果をみると、放課後児童クラブを利用したい人は、就学前保護者（37.4%）が4割弱ながら、小学生の実際の利用（25.3%）では2割半ばとかい離がみられることから、放課後児童クラブの利用意向と実績値を考慮した平日の提供体制の検討が必要とされています。

また、平日以外での高学年までの利用意向をみると、土曜日では就学前保護者（19.0%）が2割弱で、小学生保護者（17.2%）が2割弱、長期休暇中では、就学前保護者（20.0%）が2割、小学生保護者（28.5%）が3割弱となっていることから、これら放課後児童クラブの利用意向と実績値を考慮した土曜日や長期休暇中の提供体制の検討が必要とされています。

市の取り組み状況においては、放課後児童クラブのニーズが今後増加した場合に備えるため、今後もニーズの把握が必要とされています。



●平日以外のニーズに対応した、土曜日や長期休暇中の提供体制の検討

⑤ 子育て支援センターについて

調査結果をみると、子育て支援センターを今後新たに利用したい、又は利用を増やしたい人（22.7%）は2割強と利用の増加がうかがえる中、利用目的としては、「子ども同士で遊ばせたい」（78.9%）、「親同士のつながりがほしい」（32.0%）、「一時保育のため」（28.6%）、「子育て等の相談がしたい」（26.5%）が挙げられており、また期待されていることでは、「企画、イベントの充実」（31.0%）や「一時保育の拡大」（27.1%）、「地域子育て支援センターの数の拡大」（24.5%）等が求められていることから、これらの目的や期待を考慮し、子育て支援センターの充実を図っていくことが必要とされています。

市の取り組み状況においては、子育て支援センターの利用に結びつかない保護者へのアプローチが課題として挙げられています。



●子育て支援センターの目的や期待を考慮した、利用しやすい子育て支援センターの充実

（３）子どもに関する専門的な支援について

国においては、改正児童虐待防止法と改正児童福祉法が令和２年４月より施行されることが決定し、児童相談所の機能強化等が示されています。

市の取り組み状況をみると、保育・幼児教育環境では、子どもの発達を心配する保護者に対応した、幼稚園・保育施設と小学校の連携のあり方の検討が課題として挙げられています。また、児童虐待の背景には複数の問題が絡み合い、多様化、複雑化、深刻化しており、増加する虐待事案や相談に対応するため、一人ひとりの相談支援技術の一層の向上が課題として挙げられています。



●保育・幼児教育環境及び児童虐待防止に向けた取り組みの充実

（４）子どもの健やかな成長の支援について

市の取り組み状況をみると、地域住民で構成される放課後子ども教室の運営や次期青少年相談員の担い手の掘り起こしや資質の向上とともに、「あさひ学級」への入級希望者の増加に対応した受け入れ体制の検討が課題として挙げられています。



●子どもの健やかな成長の支援に向けた取り組みの充実

（５）子育てを支援する生活環境について

① 子育て家庭へのサポート体制について

調査結果をみると、身近に相談できる人がいない人（就学前保護者 5.4％／小学生・保護者 6.3％）をはじめ、妊娠・出産・子育ての不安や悩み等の相談体制の充実を求める人（就学前保護者 17.8％／小学生保護者 9.5％）、子どもに気になるところがある人（就学前保護者 23.6％／小学生保護者 24.5％）が少なからずいることから、子育てに悩み等をもつ家庭への相談支援の充実が必要とされています。

市の取り組み状況においては、相談できない人や相談窓口を知らない人へのアプローチ方法の検討とともに、身近にいつでも相談できる支援の体制の整備が課題として挙げられています。



●子育ての悩みや困難を抱える家庭が相談しやすい体制の強化

② 母子の健康づくりについて

市の取り組み状況をみると、母子健康手帳交付時の保健指導における、低出生体重児の出生を予防する保健指導の充実や、周産期メンタルヘルスにおける客観的指標の検討が課題として挙げられています。

また、乳幼児健康診査では、子どもの将来の生活習慣病予防及び情緒の安定を目的として、子どもの頃から規則正しい生活習慣及び食習慣の確立に向けた継続的な支援の必要性が課題として挙げられています。



●母子の健康づくりに向けた取り組みの充実

③ 子どもの医療体制について

調査結果をみると、保護者が重視する子育て支援施策では、「安心して受診できる医療機関の整備」（就学前保護者 30.5％／小学生保護者 28.3％）が2割以上となっていることから、安心して子どもを受診させることのできる医療体制の充実が必要とされています。

市の取り組み状況においては、医師の高齢化や医師・看護師不足、輪番制で待機する医療機関の減少等に対応した医療体制の維持が課題として挙げられています。また、限られた医療を効率的に活用するために適正医療に向けた普及啓発を強化することが必要とされています。



●安心して子どもを受診させることのできる医療体制の充実

●適正医療に向けた普及啓発

④ 子育てしやすい環境の整備について

調査結果の保護者が重視する子育て支援施策をみると、「子どもが安心して遊べる広場や公園等の整備」では、就学前保護者（67.0％）と小学生保護者（64.7％）がともに最上位項目となっていることから、子どもが安心して遊べる場所の充実が必要とされています。

市の取り組み状況においては、公園等の整備のあり方の検討等が課題として挙げられています。



●子育てしやすい公園等の環境づくり

⑤ 子育てと仕事の両立について

調査結果をみると、育児休業の取得状況では、「取得した（取得中である）」では、母親（32.3%）が3割強であるのに対し、父親（3.2%）では1割に満たない状況がうかがえます。また、育児休業を取得していない人（母親 9.6%／父親 91.6%）の中で、取得していない理由をみると、母親、父親ともに、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」（母親 22.6%／父親 34.5%）等、職場環境を理由に育児休業を取得していない人が多くみられています。また母親では、「子育てや家事に専念するため退職した」人（41.9%）もいることから、子育てと仕事
が両立できる環境づくりに向けた意識啓発・理解促進が必要とされています。

市の取り組み状況においては、労働環境の充実に向けた普及活動の強化が課題として挙げられています。



●ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた環境づくり

（6）地域における子育て力の支援について

調査結果をみると、保護者が重視する子育て支援施策では、「子どもの見守りや子育て等、地域で子育てを支える活動の充実」（就学前保護者 27.1%／小学生保護者 33.2%）と「子どもが地域で集まることができる場の充実」（就学前保護者 25.1%／小学生保護者 32.6%）が2割以上となっていることから、子育てを支援する地域環境の充実が必要とされています。

市の取り組み状況をみると、子どもの発育・発達等について支援が必要なケースが増えていることに対応した保健・福祉サービスの連携のより一層の強化をはじめ、保育ボランティアに求められるニーズに対応した養成講座の見直しや、より多くの園児の世代間交流機会の創出等が課題として挙げられています。



●子育てを支援する地域環境の充実

（7）一人ひとりの特性に配慮した支援について

統計データをみると、18歳未満の子どもがいるひとり親世帯は、増加傾向となっています。

調査結果では、保護者が重視する子育て支援施策では、障がい児をもつ家庭やひとり親家庭等、支援を必要とする人への取り組みの充実を求める人（就学前保護者 14.4％／小学生保護者 18.5％）が少なからずいることから、子育てに困難を抱える家庭への支援の充実が必要とされています。

市の取り組み状況においては、障がい児をもつ家庭への支援では、障害児保育における加配保育士の確保とともに、相談窓口の周知や、増加している相談件数に対応した相談枠・相談支援のあり方の検討等が課題として挙げられています。また、ひとり親家庭への支援では、複雑化・多様化した相談内容に対応できる、相談担当者の資質向上が課題として挙げられています。

●障がい児をもつ家庭及びひとり親家庭への支援の充実



第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

本計画は、妊娠期から18歳未満までの子どもをもつ家庭を対象とし、子どもの成長に応じた切れ目のない支援を、「子どもの保護者」と「子育て家庭の周囲の人々（みんな）」と「市をはじめとした公的機関」がそれぞれの役割に応じて活動していくことを目指します。

第2期計画では、第1期計画の取り組みを更に充実・発展させるため、第1期計画の基本理念を継承し、子どもを生み育てやすく、子どもがその子らしく生きることのできるまちづくりを、みんなで実現していくことを進めます。

**市民が子どもを安心して生み育て、
子どもがその子らしく生きることができる社会を
みんなで実現していくまち ” きさらづ ”**



2. 基本目標

本計画では、基本理念の実現に向けて、第1期計画の趣旨を引き継いだ新たな基本目標を定め、取り組みを進めていきます。

基本目標1 充実した幼児期の教育・保育の提供

子育て家庭が安心して子育てができるよう、教育・保育ニーズ等に対応した適切な教育・保育の提供と、安全で質の高い教育・保育環境の充実に取り組みます。

基本目標2 地域子ども・子育て支援事業の推進

子育て家庭が求める地域の子育て支援ニーズに対応し、地域の実情に応じた子ども・子育て支援サービスや子育て情報の提供、相談体制の充実に取り組みます。

基本目標3 子どもの健やかな成長への支援の推進

青少年期の心と体の健全育成に向けた取り組みを進めます。また、不登校児童・生徒等の支援とともに、子どもの健やかな成長に向けた教育環境の充実に取り組みます。

基本目標4 親と子の健康の確保及び増進

安心して妊娠・出産・子育てができ、子どもが心身ともに健やかに成長できるよう、母子保健の充実や親の育児力向上のための支援等に取り組みます。

基本目標5 子育てを支援する生活環境の整備

子育て家庭が安心・安全に暮らしていける生活環境の整備や仕事と子育ての両立に向けた環境づくりに取り組みます。

基本目標6 地域における子育て力の充実

子どもを生み育てることを、地域社会として尊重し、支援していけるよう、保育ボランティアの養成等、子育てを支援する地域環境づくりに取り組みます。

基本目標7 援助を必要とする子ども・家庭への支援の充実

虐待の防止や保護が必要な子どもへの支援や、発達気になる子どもを支援する環境整備とともに、障がい児をもつ家庭やひとり親家庭への支援の充実に取り組みます。

3. 施策体系

【基本理念】

市民が子どもを安心して生み育て、子どもがその子らしく生きることができる社会を
みんなで実現していくまち ” きさらづ “

基本目標	基本施策	
1. 充実した幼児期の教育・保育の提供	(1) 幼児期の教育・保育の提供 (2) 保育環境・幼児教育環境の充実	子ども・子育て支援事業計画
2. 地域子ども・子育て支援事業の推進	(1) 通所による事業 (2) 訪問による事業 (3) 相談支援 (4) その他の事業	
3. 子どもの健やかな成長への支援の推進	(1) 心と体の健全育成の推進 (2) 教育環境の充実	
4. 親と子の健康の確保及び増進	(1) 母子の健康づくりの推進 (2) 育児力向上のための支援 (3) 食育の推進	
5. 子育てを支援する生活環境の整備	(1) 子育て家庭へのサポートの充実 (2) 子育て情報の提供 (3) 小児医療に関する体制整備等の充実 (4) 子育て家庭の経済的負担の軽減 (5) 子育てしやすい環境の整備 (6) 子どもと子育て家庭の安全の確保 (7) 子育て家庭の仕事と生活の調和の促進	次世代育成支援行動計画の継承部分
6. 地域における子育て力の充実	(1) 地域の子育て力の強化	
7. 援助を必要とする子ども・家庭への支援の充実	(1) 要保護児童等対策の推進 (2) 発達を支援する環境の充実 (3) 障がい児をもつ家庭への支援 (4) ひとり親家庭への支援	

4. 事業推進の考え方

(1) 子ども・子育て支援事業計画に対する考え方

子ども・子育て支援事業計画の推進にあたっては、子ども・子育て支援法で規定される「子ども・子育て支援給付」や「地域子ども・子育て支援事業」の整備を図るとともに、子どもや子育て家庭に必要とされるサポートについて、「子どもの保護者」と「子育て家庭の周囲の人々」と「市をはじめとした公的機関」が協働して取り組んでいきます。

尚、教育・保育の「量の見込み」と「確保方策」については、下記のような考え方が前提となっています。

① 教育・保育の提供区域の設定について

子ども・子育て支援事業計画の策定において、国からは、各自治体における「教育・保育の提供区域」を設定することが義務づけられています。

区域の範囲については各自治体の裁量に任されており、本市においては、市内のニーズに柔軟に対応できるよう、教育・保育の提供区域を1区域と設定します。

② 教育・保育の認定区分について

教育・保育については、以下の区分について、それぞれの「量の見込み」と「確保方策」を定めることとされています。

認定区分	実施年齢	保育の必要性	利用できる施設・事業等
1号認定	3～5歳	なし	幼稚園（施設型給付園） 認定こども園（教育利用）
2号認定	3～5歳	あり	認可保育所 認定こども園（保育利用）
3号認定	0～2歳	あり	認可保育所 認定こども園（保育利用） 小規模保育事業 事業所内保育事業 等

（参考）子ども・子育て支援新制度の概要について

子ども・子育て支援新制度は、大きく「子ども・子育て支援給付」と「子育てのための施設等利用給付」、「地域子ども・子育て支援事業」、「仕事と家庭の両立支援」の4つに分かれます。

■子ども・子育て支援新制度の概要

支援新制度の目的

- 質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供
- 保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善
- 地域の子ども・子育て支援の充実

1. 子ども・子育て支援給付

施設型給付

- 認定こども園 0～5歳
(幼保連携型、幼稚園型、
保育所型、地方裁量型)
- 幼稚園 3～5歳
- 保育所 0～5歳

地域型保育給付

- 小規模保育
- 家庭的保育
- 居宅訪問型保育
- 事業所内保育

2. 子育てのための施設等利用給付

施設等利用給付

- 幼稚園＜未移行＞
- 特別支援学校
- 預かり保育事業
- 認可外保育施設等
 - ・ 認可外保育施設
 - ・ 一時預かり事業
 - ・ 病児保育事業
 - ・ 子育て援助活動支援事業
(ファミリー・サポート・センター事業)

3. 地域子ども・子育て支援事業

- ・ 利用者支援事業
- ・ 一時預かり事業
- ・ 地域子育て支援拠点事業
- ・ 乳児家庭全戸訪問事業
- ・ 養育支援訪問事業、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業等
- ・ 妊婦健康診査事業
- ・ 実費徴収に係る補足給付を行う事業
- ・ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業
- ・ 子育て短期支援事業
- ・ 子育て援助活動支援事業
(ファミリー・サポート・センター事業)
- ・ 延長保育事業 ・ 病児 ・ 病後児保育事業
- ・ 放課後児童健全育成事業

4. 仕事と家庭の両立支援

- ・ 企業主導型保育事業
- ・ 企業主導型ベビーシッター利用者支援事業

（２）次世代育成支援行動計画の継承に対する考え方

次世代育成支援対策推進法は、次世代育成支援に関わる取り組みを重点的に推進するための平成26年度までの時限法でしたが、法改正に伴い、法律の有効期限が10年間延長（令和7年3月31日まで）され、引き続き、次世代育成支援対策推進法に基づき、次世代育成支援に関わる総合的な施策に継続して取り組むことが可能となりましたが、市町村行動計画の策定については任意となりました。

本市においては、子ども・子育て支援に関わる取り組みを総合的に推進していくため、子ども・子育て支援法に基づく保育サービスや子育て支援事業等の推進と、延長された次世代育成支援対策推進法に基づく施策を一体的に推進しています。

また、国においては、平成30年に「新・放課後子ども総合プラン」が策定され、全ての児童の安全・安心な居場所を確保するため、下記のような目標が示されました。

本市においても、国や県の施策の動向や地域におけるニーズや基盤の整備状況を見極めながら、新たな取り組みが必要な場合には、計画期間中においても新規事業に取り組んでいきます。

【「新・放課後子ども総合プラン」に掲げる目標（2019～2023年）】

- ①放課後児童クラブについて、2021年度末までに約25万人分を整備し、待機児童の解消を図ること。その後、女性就業率の更なる上昇に対応できるよう整備を行い、2019年度から2023年度までの5年間で約30万人分の整備を図ること。
- ②全ての小学校区で、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室を一体的に又は連携して実施し、うち一体型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室について、引き続き1万か所以上で実施することを目指すこと。
- ③新たに放課後児童クラブ又は放課後子ども教室を整備等する場合には、学校施設を徹底的に活用することとし、新たに開設する放課後児童クラブの約80%を小学校内で実施することを目指すこと。
- ④放課後児童クラブは、単に保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童を授業の終了後に預かるだけでなく、児童が放課後児童支援員の助けを借りながら、基本的な生活習慣や異年齢児童等との交わり等を通じた社会性の習得、発達段階に応じた主体的な遊びや生活ができる「遊びの場」「生活の場」であり、子どもの主体性を尊重し、子どもの健全な育成を図る役割を負っているものであることを踏まえ、こうした放課後児童クラブの役割を徹底し、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上を図ること。

第4章 施策の展開

基本目標1：充実した幼児期の教育・保育の提供

(1) 幼児期の教育・保育の提供

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律に基づき、幼児教育・保育の無償化への対応や教育・保育サービスの施設整備に取り組みます。また、待機児童の解消に向け、保育の提供体制の整備に取り組みます。

施策項目	①幼稚園・認定こども園における教育の実施	担当課	こども保育課
施策内容	満3歳から小学校就学までの子どもに対して、年齢に相応しい適切な環境を整え、心身の発達を助長するため、幼児教育を行います。 今後は、幼児教育の無償化や新制度移行を検討している幼稚園について、適切な対応に取り組みます。		

＜量の見込み及び提供体制・確保方策の考え方＞

単位：人

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	1号認定(3-5歳)	1,503	1,520	1,492	1,484	1,473
	2号認定(3-5歳)	457	454	446	443	440
	合計①	1,960	1,974	1,938	1,927	1,913
提供量	1号認定(私学助成を受ける幼稚園及び認定こども園)	1,503	1,520	1,492	1,484	1,473
	2号認定(認定こども園)	457	454	446	443	440
	合計②	1,960	1,974	1,938	1,927	1,913
過不足②-①		0	0	0	0	0

■提供体制・確保方策の考え方

- 令和元年度現在、私学助成を受ける幼稚園 12 園と認定こども園5園があり、既存の提供量でニーズ量を確保できる見込みです。

施策項目	②保育園・認定こども園等における保育の実施	担当課	こども保育課
施策内容	保護者の就労や疾病その他の理由等で、0歳から就学前の保育が必要な子どもに対して、保育の必要性について認定し、保育を行います。 1歳や2歳、3歳クラスから待機児童が生じていることから、適切な保育の提供が行えるよう、保護者や各保育施設との調整を図ります。また、保育の無償化に伴い、適切な対応に取り組めます。		

＜量の見込み及び提供体制・確保方策の考え方＞

【3-5歳児】

単位: 人

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	2号認定(3-5歳)①	1,260	1,252	1,229	1,222	1,213
提供量	認可保育園	703	703	703	703	703
	認定こども園	506	506	506	506	506
	合計②	1,209	1,209	1,209	1,209	1,209
過不足②-①		▲ 51	▲ 43	▲ 20	▲ 13	▲ 4

【1-2歳児】

単位: 人

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	3号認定(1-2歳)①	763	758	764	758	745
提供量	保育園(※)	464	464	464	464	464
	認定こども園	152	152	152	152	152
	合計②	616	616	616	616	616
過不足②-①		▲ 147	▲ 142	▲ 148	▲ 142	▲ 129

※保育園は、認可保育園、小規模保育事業所、事業所内保育施設、企業主導型保育施設が含まれます。

【0歳児】

単位: 人

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	3号認定(0歳)①	157	156	154	153	151
提供量	保育園(※)	130	130	130	130	130
	認定こども園	51	51	51	51	51
	合計②	181	181	181	181	181
過不足②-①		24	25	27	28	30

※保育園は、認可保育園、小規模保育事業所、事業所内保育施設、企業主導型保育施設が含まれます。

■提供体制・確保方策の考え方

- 本市の保育の受け皿となる定員は、令和2年度以降 2,006 人であることから、3号認定(0歳)を除く確保量は足りない見通しです。今後、保育施設の施設整備や公立保育園の民営化を進め、一人でも多くの子どもが入園できるよう、定員の確保を図ります。

（２）保育環境 ・ 幼児教育環境の充実

保育施設の施設整備や職員の資質向上等、安全で質の高い教育・保育環境の充実に取り組みます。また、子どもの発達を心配する保護者に対応した幼稚園・保育園・認定こども園等と小学校の連携強化とともに、地域における発達支援に関する認識を広げていきます。

施策項目	①保育施設の管理等	担当課	こども保育課
施策内容	市立保育園については、施設の適切な管理を行い、民間保育園等については、施設の適切な保育環境の整備を図るために、必要な支援・協力をする事業です。 経年による市立保育園の老朽化が進んでいることから、今後は、建替え等の検討を含め、保育環境の整備に取り組みます。		

施策項目	【新規】②保育業務のICTの活用	担当課	こども保育課
施策内容	ICTを活用し、保育業務や給食栄養管理業務の負担軽減及び効率化を推進する事業です。これらのシステムの活用により、更なる児童の安心・安全及び保育の質の向上をはじめ、食育の内容の充実、情報管理の整備を図ります。		

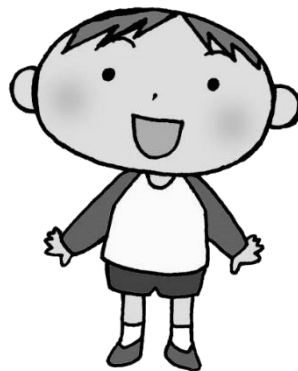
施策項目	③保育施設職員の資質の向上	担当課	こども保育課
施策内容	子どもを取り巻く家庭や環境の多様化に対応できる保育士の育成・スキルアップに向けた施策です。 今後も、「保育所における質の向上のためのアクションプログラム」に基づき、各研修会や研究会への参加を促し、自己研鑽に努めるよう指導します。 また、市独自の研修会を開催するとともに、保育士の専門性を高めるため、経験年数や本市の保育の状況に合わせた研修計画を見直します。さらに、研修だけでは得られない現場での経験等を保育の現場で共有することで、保育施設における保育の質の向上を目指します。		

施策項目	④保育園・幼稚園等巡回相談	担当課	子育て支援課
施策内容	木更津市内の幼稚園・保育施設等に所属する発達障害がある又はその疑いのある児童の保育教育に関し、専門職が施設を巡回し、施設での子どもの様子をみながら、保育者等の支援と児童の特性にあった関わり方を助言・指導する事業です。 早期支援や保育・教育現場での具体的な実践を支援するとともに、地域における発達支援に関する認識を広げていきます。		

施策項目	⑤保育士・幼稚園教諭等研修会	担当課	子育て支援課
施策内容	木更津市内の幼稚園・保育施設に所属する発達障害がある又はその疑いのある児童の保育教育に関し、保育者等が児童の特性にあった関わり方を学ぶ研修会です。 研修会を開催することで、保育者等の資質向上と地域における発達支援に関する認識を広げていきます。		

施策項目	⑥私立幼稚園の振興費補助事業	担当課	こども保育課
施策内容	市内の認可私立幼稚園に対し、子ども一人ひとりの成長・発達段階に対応したきめ細やかな教育のため、運営費の一部を助成する事業です。 今後も、施設運営の基盤強化及び教育環境の充実を図り、幼稚園教育の振興に資するよう支援の充実に取り組みます。		

施策項目	⑦幼稚園・保育園・認定こども園等と小学校の連携	担当課	学校教育課 こども保育課
施策内容	子どもの生活と発達は、乳児期から幼児期を経て学童期へと連続しているため、幼稚園・保育園・認定こども園等と小学校の連携を図り、子どもの育ちを支える事業です。 今後も、就学支援を必要とする小学校入学予定児童を把握するため、幼稚園・保育園・認定こども園等と小学校の情報共有を行うとともに、関係機関と連携し、必要に応じて早い時期から就学相談を行う等、より多くの子ども達の発育・発達に関する援助に取り組みます。		



基本目標2：地域子ども・子育て支援事業の推進

(1) 通所による事業

延長保育、休日保育、病児保育をはじめ、通所を通じた子育て支援サービスへのニーズに対応できるよう、事業の提供体制の確保や環境整備等に取り組みます。

施策項目	①時間外保育事業（延長保育事業）	担当課	こども保育課
施策内容	保護者の就労形態の多様化、通勤時間の増加等に伴う延長保育の必要性に対応するため、保育施設で通常の保育時間を延長して保育を実施する事業です（17時以降保育を必要とする子ども）。 事業の提供体制を確保するため、職員の確保及びその処遇の検討を行います。		

＜量の見込み及び提供体制・確保方策の考え方＞

単位：人/年

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①	1,509	1,499	1,487	1,476	1,460
提供量②	1,509	1,499	1,487	1,476	1,460
過不足②-①	0	0	0	0	0

■提供体制・確保方策の考え方

- ・時間外保育事業については、令和元年度現在 20 施設で実施されており、今後のニーズ量に対して現状の提供体制を維持することで、十分に確保できる見通しとなっています。

施策項目	②幼稚園・認定こども園での預かり保育	担当課	こども保育課
施策内容	幼稚園・認定こども園の教育時間終了後に、保護者の希望に応じて時間を延長して教育活動を行う預かり保育を、市内の全幼稚園で実施する事業です。 今後は、幼児教育・保育の無償化に伴う適切な対応に取り組むとともに、延長保育へのニーズがある中で、保育士の確保及びその処遇改善の検討を行います。		

施策項目	③一時預かり事業	担当課	こども保育課
施策内容	保護者の就労や疾病その他の理由等による場合や、保護者の入院等による緊急時等に一時的に保育を必要とする子どもを対象に、地域子育て支援センターや保育施設で一時預かりを実施する事業です。 子育て世帯の要望等に対応した施設や設備の充実を目指し、環境整備に取り組みます。		

＜「幼稚園・認定こども園での預かり保育」及び「一時預かり事業」の量の見込み及び提供体制・確保方策の考え方＞

単位：人日/年

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	幼稚園・認定こども園における一時預かり（預かり保育/1号認定）	21,529	21,390	21,002	20,883	20,732
	一時預かり	10,519	10,587	10,783	10,845	10,923
	合計①	32,048	31,977	31,785	31,728	31,655
提供量	幼稚園・認定こども園における一時預かり（預かり保育/1号認定）	21,529	21,390	21,002	20,883	20,732
	一時預かり	10,519	10,587	10,783	10,845	10,923
	合計②	32,048	31,977	31,785	31,728	31,655
過不足②-①		0	0	0	0	0

■提供体制・確保方策の考え方

- ・幼稚園・認定こども園での預かり保育と一時預かり事業は、ともに保護者のニーズが高くなっていることから、市内の全ての園での実施を図るとともに、ニーズにあった確実な確保に取り組みます。
- ・その他の一時預かり事業は、突発的な保育に対応した体制整備の検討に取り組みます。

施策項目	④放課後児童健全育成事業	担当課	こども保育課
施策内容	保護者が就労等により、昼間家庭にいない小学生を対象に、授業の終了後に適切な遊び場や生活の場を提供する放課後児童クラブへの運営を支援する事業です。 放課後児童クラブの利用については、保護者会等による運営に応じて必要な助言等を行い、本事業を支援します。さらに、施設設備については、小学校の余裕教室の活用について検討を行います。		

<量の見込み及び提供体制・確保方策の考え方>

単位：人/年

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	1年生	372	387	402	417	432
	2年生	344	358	371	385	399
	3年生	266	276	287	297	308
	4年生	217	237	257	278	298
	5年生	137	150	163	176	189
	6年生	84	92	100	107	114
	合計①	1,420	1,500	1,580	1,660	1,740
提供量	1年生	372	387	402	417	432
	2年生	344	358	371	385	399
	3年生	266	276	287	297	308
	4年生	217	237	257	278	298
	5年生	137	150	163	176	189
	6年生	84	92	100	107	114
	合計②	1,420	1,500	1,580	1,660	1,740
過不足②-①		0	0	0	0	0

■提供体制・確保方策の考え方

- 放課後児童健全育成事業については、今後のニーズ量に対して、確保できる見通しとなっていますが、一部施設では過密化が考えられます。そのため、過密化への確保方策として、学校の空き教室等の活用について関係課と協議し、過密化への対応に取り組みます。

施策項目	⑤子育て短期支援事業（ショートステイ事業）	担当課	子育て支援課
施策内容	保護者が病気や出産、出張等のため、子どもの養育が一時的に困難になった場合に短期間預かる事業です。 児童虐待防止の観点及び保護者が安心して子育てができるよう、事業の充実に取り組んでいきます。また、突発的な対応については、対応スタッフの確保が難しいこともあり、連携先と協議しつつ利用の充実に取り組みます。		

＜量の見込み及び提供体制・確保方策の考え方＞

単位：人日/年

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①	22	21	21	21	21
提供量②	22	21	21	21	21
過不足②-①	0	0	0	0	0

■提供体制・確保方策の考え方

- ・子育て短期支援事業については、今後のニーズ量に対して、十分に確保できる見通しとなっていますが、利用可能施設が現在1か所であるため、利用者の利便性や緊急時の対応ができるよう、利用施設の拡大を検討します。

施策項目	⑥病児・病後児保育事業	担当課	こども保育課
施策内容	子どもが病気回復期や軽い病気の状態にあるため、保育施設への登園ができない場合や、保護者の就労や疾病その他の理由等により家庭で看護することができない場合に、子どもを保育する事業です。 病児保育のニーズが高まるなか、病児保育の対応施設がないことから、今後、病児保育の受け入れ体制の確保に向けて検討を行います。		

＜量の見込み及び提供体制・確保方策の考え方＞

単位：人日/年

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①	600	596	591	587	580
提供量②	600	596	591	587	580
過不足②-①	0	0	0	0	0

■提供体制・確保方策の考え方

- ・病児・病後児保育事業について令和元年度現在、病後児保育のみの実施であり、病児保育の計画は未定の状態となっていることから、今後、病児保育の実施が具体化した段階で、計画の修正を行います。

施策項目	⑦子育て短期支援事業 (トワイライトステイ事業)	担当課	子育て支援課
施策内容	保護者が残業や休日の仕事等で帰宅が遅くなり、子どもの養育が困難な場合、夜間等に預かる事業です。 児童虐待防止の観点及び保護者が安心して子育てをしながら働くことができるよう、受け入れ施設と連携し、事業の充実に取り組みます。		

施策項目	⑧休日保育事業	担当課	こども保育課
施策内容	保護者の就労や疾病、その他の理由等で、日曜・祭日等の休日に家庭での保育が困難な子どもを対象に、休日に保育を実施する事業です。 今後は、休日保育ニーズに対応した保育士の確保及びその処遇改善の検討を行います。		

(2) 訪問による事業

地域で孤立した育児家庭や支援を必要とする家庭を早期に見つけ、適切なサービスにつなげるために、乳児家庭への全戸訪問を実施します。

施策項目	①乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業)	担当課	子育て支援課
施策内容	生後4か月までの子どものいる全ての家庭を訪問し、子育ての孤立化を防ぐため、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する必要な情報提供を行い、支援が必要な家庭に対しては、適切なサービスの提供に結びつける事業です。 今後は、母子手帳発行時の子育て支援課連絡先登録の徹底や地区担当保健師等による訪問をすることで、未実施者の減少に取り組みます。また訪問指導員への研修により、保健指導内容等質の向上に取り組みます。		

〈量の見込み及び提供体制・確保方策の考え方〉

単位：人/年

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①	969	963	953	946	932
提供量②	969	963	953	946	932
過不足②-①	0	0	0	0	0

※量の見込みは訪問実施率 100%として推計

■提供体制・確保方策の考え方

- ・乳児家庭全戸訪問事業については、平成30年度の訪問実施率は99%となっており、今後は子育て家庭の状況を把握しながら訪問実施率100%を目指し、利用者のニーズに対応できる提供体制を確保します。

施策項目	②養育支援事業	担当課	子育て支援課
施策内容	養育支援が必要な家庭に対し、保健師・保育士等がその居宅を訪問し、養育に関する相談指導、助言その他必要な支援を行い、家庭の抱える養育上の諸問題の解決、軽減を図る事業です。 関係各課の連携をとり、事業の実施に向け取り組んでいきます。		

（３）相談支援

保護者が安心して子育てが行えるよう、子育て家庭の身近な地域で子育て情報の提供や気軽に相談できる体制の充実に取り組みます。また、子育て世代が利用しやすい子育て支援センターの運営と利用に結びつかない子育て家庭への働きかけをしていきます。

施策項目	①地域子育て拠点事業	担当課	こども保育課
施策内容	子育てを行う環境が大きく変化する中で、家庭や地域における子育て機能の低下、子育て中の保護者の孤立や悩み等に対応するため、乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。 今後は、既存事業の充実とともに、子育てに悩みを抱えながらも孤立し、地域の子育て支援事業等に参加できない保護者の参加促進に取り組みます。		

＜量の見込み及び提供体制・確保方策の考え方＞

単位：人回/月

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①	3,709	3,848	3,987	4,126	4,265
提供量②	3,709	3,848	3,987	4,126	4,265
過不足②-①	0	0	0	0	0

■提供体制・確保方策の考え方

- ・地域子育て拠点事業については、今後のニーズ量に対して、十分に確保できる見通しとなっています。

施策項目	②利用者支援事業	担当課	子育て支援課
施策内容	子どもや保護者に対して、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供、相談に対する助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。 教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、一人ひとりのニーズに対応した適切な相談支援や情報提供に取り組みます。		

＜量の見込み及び提供体制・確保方策の考え方＞

【基本型・特定型】

単位：か所

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①	0	0	2	2	2
提供量②	0	0	2	2	2
過不足②-①	0	0	0	0	0

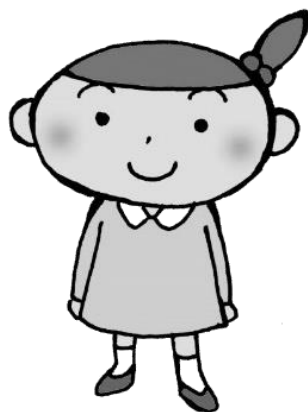
【母子保健型】

単位：か所

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①	1	1	1	1	1
提供量②	1	1	1	1	1
過不足②-①	0	0	0	0	0

■提供体制・確保方策の考え方

- ・利用者支援事業については、令和元年度現在、「母子保健型」を1か所整備しています。
- ・今後は、公立保育園の民営化方針に基づき、公立保育園が2園になる令和4年度を目途に、「基本型」を2か所整備し、利用者のニーズに対応できる提供体制の確保に取り組みます。



（４）その他の事業

児童の預かり等のニーズに対応できるよう、ファミリー・サポート・センターの提供会員の増加に取り組みます。また、妊娠中の母子の確実な健康状態の把握に向け、妊婦健康診査の受診率の向上に取り組みます。

施策項目	①ファミリー・サポート・センター事業 （子育て援助活動支援事業含む）	担当課	子育て支援課
施策内容	小学生までの児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。 今後は、制度の仕組みを見直すとともに、実働できる提供会員を増やすことで、利用者の増加に取り組みます。		

＜「子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター／就学児のみ）」の量の見込み及び提供体制・確保方策の考え方＞

単位：人日／年

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	低学年	298	293	293	288	290
	高学年	85	81	81	81	80
	合計①	383	374	374	369	370
提供量	低学年	298	293	293	288	290
	高学年	85	81	81	81	80
	合計②	383	374	374	369	370
過不足②-①		0	0	0	0	0

■提供体制・確保方策の考え方

- ・子育て援助活動支援事業については、今後、実働できる提供会員を増やすことで、ニーズ量に対応した利用者の増加に取り組みます。

施策項目	②妊婦健康診査事業	担当課	子育て支援課
施策内容	妊婦を対象に 14 回分の健康診査受診票を交付し、妊娠に伴っておきる疾病の早期発見につなげる事業です。医療機関等との連携のもと、受診率の向上に取り組めます。 また、現状の妊婦健診データは、妊婦の健康状態が把握しづらい状態にあり、マイナポータル（政府が運営する子育て等のオンラインサービス）の国の動きとして今後妊婦健診の詳細なデータ入力が求められる可能性があることから、国、県の動向に合わせて、適切な時期に妊婦健診のデータの改善に取り組めます。		

〈量の見込み及び提供体制・確保方策の考え方〉

単位：人回/年

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①	15,312	15,218	15,053	14,942	14,730
提供量②	15,312	15,218	15,053	14,942	14,730
過不足②-①	0	0	0	0	0

■提供体制・確保方策の考え方

- ・妊婦健康診査事業については、母子健康手帳発行時に受診の必要性の指導を徹底していることから、高い受診率が見込まれます。産科医療機関の協力もあり、ニーズに対応した提供が確保できる見通しです。

施策項目	③実費徴収に係る補足給付を行う事業	担当課	こども保育課
施策内容	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、保育施設や幼稚園等に保護者が支払うべき日用品や文房具等の物品購入費や行事への参加費等助成を行う事業です。 幼児教育の無償化に伴い、幼稚園が徴収する副食費の助成を開始するとともに、補足給付の範囲の拡大について検討します。		

基本目標3：子どもの健やかな成長への支援の推進

(1) 心と体の健全育成の推進

子どもが心身ともに健やかに成長できるよう、地域全体で青少年の健全育成に向けた取り組みを進めます。また、放課後子ども教室の運営や青少年相談員の担い手の人材の掘り起こしや資質の向上に取り組めます。

施策項目	①青少年・子育て相談	担当課	まなび支援センター
施策内容	子どもの様々な悩みや不登校等の問題について、保護者・本人・家庭への支援に向け、社会教育指導員による来所相談や電話相談を行う施策です。 今後は、支援を必要とする全ての対象者への周知に取り組めます。		

施策項目	②専門職の資質の向上	担当課	健康推進課・子育て支援課
施策内容	母子保健を取り巻く状況に対応するため、母子保健従事者の各研修会や研究会へ参加し、資質の向上を図ります。 今後は、母子保健の課題に対応した研修を実施するとともに、保健指導の資質向上及び標準化に向け、業務や体制の見直し、研修時間の確保に取り組めます。		

施策項目	③思春期に関する啓発の推進事業	担当課	まなび支援センター
施策内容	思春期の子どもの心と身体の成長や思春期の特徴について、各小中学校、公民館と連携し、それぞれの要請に応じ、保護者・教職員・児童生徒を対象とした講演会を実施する事業です。 今後は、不登校児童生徒の親を対象とする「親の会」の周知を図るとともに、年間3回の「親の会」への参加を機に教育相談教室や適応指導教室につながるよう、保護者のサポートに取り組めます。		

施策項目	④少年自然の家キャンプ場の利用促進事業	担当課	生涯学習課
施策内容	青少年の健全な育成及び市民相互の交流を図るために設置された少年自然の家キャンプ場の利用促進を行う事業です。 今後は、少年自然の家キャンプ場が、自然体験活動の拠点として一層活用されるよう、ボランティアの協力を得ながら、青少年や親子向けのイベントや、ボランティア育成を目的とした講座を継続実施する等、利用促進に取り組めます。 また、子どもや高齢者が利用しやすいよう、老朽化した施設等の計画的整備に取り組めます。		

施策項目	⑤スポーツ・レクリエーション活動の推進事業	担当課	スポーツ振興課
施策内容	総合型地域スポーツクラブの育成・設立やスポーツ少年団の指導者育成を図りながら、子どものニーズに対応した多様なスポーツ・レクリエーション活動の促進を図る事業です。 活動団体の競技種目や団数等が減少していることから、今後は、活動団体への加入促進に取り組みます。		

施策項目	⑥子ども達の居場所づくりと地域の教育力の向上	担当課	生涯学習課
施策内容	家庭、地域、学校、行政が連携して、「放課後子ども教室推進事業」や「生き生き子ども地域活動促進事業」等を実施する施策です。 今後は、実施している6教室を継続させるとともに、不足しているスタッフの掘り起こしに取り組みます。また、令和元年度から実施している放課後子ども教室と放課後児童クラブと学校が連絡を密にする一体型運営については、令和2年度以降も、事業費を考慮しながら、継続実施を図ります。		

施策項目	⑦地域の青少年健全育成活動の支援	担当課	生涯学習課
施策内容	青少年の健全育成を推進するため、県知事と市長から委嘱を受けた青年相談員が、青少年健全育成の普及啓発等の活動をする施策です。また、地域での青少年健全育成活動を推進するため、子ども会育成連絡協議会、青少年育成木更津市民会議等の関係団体を支援しています。 青少年相談員に対する認知度が低く、担い手も不足していることから、今後は、青年相談員の周知拡大とともに、担い手の掘り起こしに取り組みます。		

施策項目	⑧青少年への愛の一声運動による非行防止活動事業	担当課	まなび支援センター
施策内容	青少年の非行防止と健全育成を図るため、関係機関・団体と連携し、青少年補導員による地区街頭指導、列車の乗車マナー指導、喫煙・飲酒防止キャンペーン等の「青少年への愛の一声運動」を行う事業です。 今後も、青少年の非行及び犯罪の抑止力としての街頭指導活動の実施に取り組みます。		

施策項目	⑨青少年非行防止啓発活動事業	担当課	まなび支援センター
施策内容	青少年の非行防止と健全育成に関する啓発のため、青少年健全育成だより「News Letter」や青少年指導関係活動報告「青少年に愛の一声を」を発行するとともに、関係機関や学校、地区住民会議、地域の各種団体と連携し、地域ぐるみの非行防止啓発活動を行う事業です。 今後も、発行物の継続実施を基本に、啓発活動の充実に取り組みます。		

施策項目	⑩有害環境浄化活動の推進事業	担当課	まなび支援センター
施策内容	青少年の非行防止と健全育成を図るため、関係機関や青少年補導員・相談員、PTA 等地域の関係団体とともに、青少年を取り巻く有害環境浄化活動を行う事業です。 青少年にとって有害な環境が街頭だけでなく、インターネット上に移っていることから、今後は、ネットパトロールの実施にも取り組みを広げていきます。		

施策項目	⑪青少年育成事業の実施	担当課	生涯学習課・公民館
施策内容	青少年の豊かな人間性を育み、自立と社会参加を促すため、生き生き体験キャンプ事業や野外体験促進事業、成人式事業、サタデースクール事業等、青少年育成に関する各種事業を実施します。 今後は、学校や地域の各種関係機関と連携・協働を進め、地域の実情に合った効果的な事業を展開していくとともに、地域の人材の発掘・育成に取り組みます。		

（２）教育環境の充実

何らかの理由で学校に通えなくなった児童・生徒を受け入れる「あさひ学級」への入級希望者の増加に対応できるよう、子どもの健やかな成長に向けた教育環境の整備に取り組みます。また、子どもの体験活動や子育て支援等に関する学習情報の提供とともに、安全で豊かな消費生活を送れるよう、消費者教育を進めます。

施策項目	①教育相談教室	担当課	まなび支援センター
施策内容	児童・生徒の不登校や発達障がい等の発達面の課題を解決するために、小中学校の児童・生徒・保護者及び教職員を対象に、まなび支援センターにおいて精神科医・臨床心理士等専門家による教育相談を行う教室です。 教育相談希望者が増加していることから、今後は、教育相談の受付・相談対応の体制整備に取り組みます。		

施策項目	②学校適応指導教室（あさひ学級）	担当課	まなび支援センター
施策内容	不登校児童・生徒の原籍校復帰、社会復帰を促進するため、学校適応指導教室「あさひ学級」において、集団生活への適応指導を行う事業です。 入級希望者が増加していることから、今後は、入級希望者の受け入れについての体制整備に取り組みます。		

施策項目	③学習情報の提供	担当課	生涯学習課・公民館
施策内容	子どもの体験活動等の青少年事業や子育て支援に関する学習情報を、市のホームページ等を通じて広く保護者や子ども達に提供する施策です。 若年層の情報ツールの主流はスマホ・インターネットであることから、今後は、市公式アプリの活用やホームページの随時更新とともに、各教室の周知強化に取り組みます。		

施策項目	④消費者教育の推進	担当課	市民活動支援課
施策内容	子ども及び保護者を対象に、安全で豊かな消費生活を送れることを目的に、消費者生活講座を行う施策です。 講座の参加者が少ないことから、今後は、講座の告知において、SNS等効果的な情報発信方法の検討に取り組みます。		



基本目標4：親と子の健康の確保及び増進

(1) 母子の健康づくりの推進

妊産婦や子どもをもつ保護者が健康で安心して生活できるよう、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援の中で、母子保健の充実に取り組みます。

施策項目	①母子健康手帳の交付事業	担当課	子育て支援課
施策内容	妊娠届出書を受理し、母子健康手帳を交付する事業です。 今後は、リスクを抱える妊婦等に対し、支援サービスの紹介を充実させるとともに、栄養士と連携し、妊娠中の栄養指導等の保健指導の質の向上に取り組みます。		

施策項目	②妊婦個別指導事業	担当課	子育て支援課
施策内容	妊婦に対して、母子保健コーディネーター等が面接、電話等を通じ、必要な保健指導を行う事業です。身体面におけるハイリスク妊婦への保健指導を充実させ、低出生体重児の出生予防を図るとともに、その他の要因により支援が必要な妊婦に対し、安心・安全な出産へと導けるよう支援します。 今後は、低出生体重児の出生予防活動を実施していくとともに、他機関との連携強化を図り、支援の充実に取り組みます。		

施策項目	【新規】③妊産婦歯科健康診査	担当課	子育て支援課・健康推進課
施策内容	妊娠中は妊娠関連の歯肉炎になりやすく、それを放置すると重度の歯周病へと進行し、早産や低出生体重児出産のリスクが約2倍になるという研究報告もあることから、妊娠中に専門家による口腔内のチェックを受ける機会を設け、妊婦自身が口腔内の衛生管理の重要性を自覚し、妊娠中の口腔内が良好に保たれることで早産等のリスクを軽減する事業です。 実施方法は、母子健康手帳発行時に別冊の妊婦歯科健康診査受診券を配布し、妊娠中期（16～27週）を健診の望ましい期間として、市内の歯科医療機関で妊娠期間中1回の受診とします。また今後は、子育ての多忙さから口腔管理がおろそかになりやすい産後についても健診の機会を設け、良好な口腔環境が維持できるよう支援します。		

施策項目	④産前産後サポート事業： プレママ講座・ママ広場	担当課	子育て支援課
施策内容	妊婦を対象に産後の生活、子育て支援情報の提供を行う事業です。プレママ講座では、初妊婦へのもく浴指導、経産婦、乳児との交流等を実施し、ママ広場では経産婦へ赤ちゃん返り等きょうだいへの関わり方等、対象者の状況に即した内容を実施します。 今後は、妊婦のニーズを把握しながら、適時、適切な講座内容の検討に取り組みます。		

施策項目	⑤産後ケア事業	担当課	子育て支援課
施策内容	産科医療機関を活用し、家族等の支援が受けられない産婦の体の回復を促し、子どもの世話の方法をサポートする事業です。 今後は、医療機関と連携し、適切なサポートに取り組みます。		

施策項目	【新規】⑥新生児聴覚検査受診の普及啓発と 検査費用の助成	担当課	子育て支援課
施策内容	聴覚障害の早期発見・早期療育を図るため、母子健康手帳交付時に新生児期の聴覚検査の受診勧奨と、再検査が必要になった場合に、再検査実施の徹底について周知をしていく事業です。また、検査費用の一部助成を行います。		

施策項目	⑦予防接種	担当課	健康推進課
施策内容	予防接種法に基づき、疾病の発生やまん延を予防するため、乳幼児及び児童・生徒を対象として、協力医療機関において予防接種を実施する事業です。 今後も引き続き、接種率の向上に取り組みます。また、ロタウイルスワクチンの定期接種が令和2年10月から始まり、今後はおたふく風邪等のワクチン接種の定期化も見込まれるため、安心・安全に接種ができるよう、接種間隔や接種方法等の周知に取り組みます。さらに、インフルエンザ等の感染症のまん延防止に向け、うがい手洗いや生活リズムを整える等の免疫力を高めるための保健指導を行います。		

施策項目	⑧新生児・産婦訪問指導事業・乳児家庭全戸訪問事業	担当課	子育て支援課
施策内容	生後4か月までの子どもがいる全ての家庭に訪問し、子どもの発育面・生活環境面及び産婦の体調管理に関する保健指導を行う事業です。保護者の様々な不安や悩みを聞き、必要な情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対しては、適切なサービスに結びつけます。 今後は、周産期メンタルヘルスにおける客観的指標の検討や支援体制の整備に取り組みます。		

施策項目	⑨産前産後サポート事業：赤ちゃん広場	担当課	子育て支援課
施策内容	子育ての孤立化や育児不安の解消のため、生後3か月頃までの母子を対象とした集まりの場を提供する事業です。必要に応じ、育児相談や身体計測を行います。 今後は、相談内容や対象者の背景を考慮した指導方法の検討を行うとともに、健康推進課や地域子育て支援センター等の関係機関と連携し、切れ目ない支援体制の充実に取り組みます。		

施策項目	⑩乳児健康診査事業（4か月児）	担当課	健康推進課
施策内容	疾患の早期発見と育児支援を行うため、4か月児を対象に、健康診査を実施する事業です。 今後も、生活リズムに関する健康教育の効果を面接時に確認し、保護者が意識して取り組めるよう、保健指導を行います。また、健診時に子育てに関する情報提供を行うとともに、関係機関と連携し、切れ目のない育児支援の充実に取り組みます。		

施策項目	⑪離乳食講習	担当課	健康推進課
施策内容	4か月の乳児をもつ保護者を対象に、乳児健康診査に合わせて、離乳食に対する正しい知識の普及を図る事業です。 料理の経験不足や乳児に合わせた離乳食の量を調整することが難しい保護者がいることから、今後は、量や形態を視覚化する等、よりわかりやすい講話内容や展示物の工夫に取り組みます。		

施策項目	⑫乳児健康診査事業 （5～8か月児、9～11か月児）	担当課	子育て支援課
施策内容	母子健康手帳の交付に合わせ、5～8か月児と9～11か月児を対象に、2回分の健康診査受診票を発行し、健康診査を実施する事業です。 医療機関における乳児健診の受診率が低いことから、今後は、健康推進課等と連携し、乳児検診の周知強化等に取り組みます。		

施策項目	⑬1歳6か月児健康診査事業	担当課	健康推進課
施策内容	幼児初期の身体発育及び精神発達の指標が得られる1歳7か月児を対象に、健康診査を実施する事業です。 今後も、生活リズムに関する保健指導を行うとともに、精密健康診査の受診率向上に向け、受診勧奨を行います。また、肥満児への継続支援やむし歯発生リスクの高い幼児に対する保健指導の強化に取り組みます。		

施策項目	【新規】⑭2歳児歯科健康診査事業	担当課	健康推進課
施策内容	法令で定められている1歳6か月児健康診査と3歳児健康診査の中間時期の2歳6か月児を対象に、歯科健康診査とフッ素塗布を実施し乳歯の積極的なむし歯予防を図る事業です。また、市内の歯科医療機関で実施することで、かかりつけ歯科医師の獲得にもつなげていきます。		

施策項目	⑮3歳児健康診査事業	担当課	健康推進課
施策内容	幼児期の身体発育及び精神発達の重要な時期である3歳6か月児を対象に、健康診査を実施する事業です。 今後も、生活リズムに関する保健指導を行うとともに、精密健康診査の受診率向上に向け、受診勧奨を行います。また、肥満児への継続支援やむし歯発生リスクの高い幼児に対する保健指導の強化を図ります。		

施策項目	⑯保育園及び幼稚園巡回口腔衛生指導事業	担当課	健康推進課
施策内容	保育園児及び幼稚園児を対象に、歯の大切さの理解を促し、生涯を通じた歯の健康の基盤づくりのため、巡回口腔衛生指導を行う事業です。 園児のみならず、保護者へも情報提供を行うことで、園児の望ましい口腔衛生習慣の確立を目指します。		

施策項目	⑰小中学校巡回口腔衛生指導事業	担当課	健康推進課
施策内容	小中学生を対象に、歯の大切さの理解を促し、生涯を通じた歯の健康の基盤づくりのため、巡回口腔衛生指導を行う事業です。 むし歯や歯周病予防の知識を深めることで、児童・生徒一人ひとりが、自立した健康づくりに取り組むことができるよう指導を実施していきます。		

施策項目	⑱フッ化物洗口事業	担当課	健康推進課
施策内容	小中学生を対象に、週1回フッ素水溶液でうがいを行い、永久歯のエナメル質の強化を促し、永久歯のむし歯予防を図る事業です。 今後も、全ての小中学校の実施に向け、取り組んでいきます。		

施策項目	⑲生活リズムに関する健康教育 (保育施設・幼稚園)		健康推進課
施策内容	幼児期から早寝早起き等の生活習慣を整えることにより、将来における生活習慣病の予防や情緒の安定につなげることの大切さを、保育施設・幼稚園の保護者に普及啓発する事業です。 今後も、公立保育園と連携し、健康教育の実施及び評価を行うとともに、幼稚園や私立保育園等への健康教育の実施拡大に向け、体制の整備に取り組みます。		

施策項目	㊫生活習慣病小児予防健診事業	担当課	学校教育課
施策内容	将来生活習慣病になる因子をもった児童・生徒を早期に発見し、医師の治療や食事・運動・正しい生活習慣等の生活指導等を行う事業です。 今後も、健康推進課と連携し、保護者への啓発と適切な指導に取り組みます。		

（２）育児力向上のための支援

保護者の育児力の向上のために、子どもの発育や食事等に関する健康相談を行うとともに、子育てに関する学習機会や情報提供の充実に取り組みます。

施策項目	①にこにこ健康相談事業	担当課	健康推進課
施策内容	乳幼児とその保護者を対象に、身体発育や食事、歯科に関する健康相談を行う事業です。 今後も、地域展開も含めた市民が利用しやすい相談体制の整備とともに、相談内容や対象者の背景を考慮した指導方法の検討に取り組みます。また、子育て支援課や地域子育て支援センター等の関係機関と連携し、切れ目ない支援体制の充実に取り組みます。		

施策項目	②乳児教室（７～８か月児）	担当課	健康推進課
施策内容	７～８か月児とその保護者を対象に、子どもの成長・発達に合わせた生活や遊び、食事のポイントを伝える親子教室を行う事業です。 今後も、保護者が乳児の発達や特性に応じた関わりができ、安心して子育てができるよう事業を展開していきます。		

施策項目	③じょうずにモグモグ教室	担当課	健康推進課
施策内容	９か月から１０か月の乳児をもつ保護者を対象に、口の発達に合わせた離乳食の食べさせ方の練習を行う教室です。 今後も、保護者が口の発達を理解し、発達にあった適切な食事を提供できるよう伝達していきます。		

施策項目	④子育て講座	担当課	こども保育課
施策内容	地域の子育て中の親子を対象に公立保育園の保育士・栄養士による離乳食、子育ての講座です。 子育て中の保護者の不安や悩みを共有できる交流の場になるよう取り組みます。		

施策項目	⑤家庭教育学級事業	担当課	公民館
施策内容	子どもをもつ保護者を対象に、子育てについての知識を深め、親同士の交流を図ることを目的に乳幼児期、児童期、思春期の各成長段階に応じて家庭教育学級や子育て講座を各公民館で実施する事業です。また、家庭教育学級の現状把握を行いながら、家庭教育学級の充実に向けた研修会を実施します。 地区によって対象人数が大きく異なることから、今後は、各地区の状況にあわせた家庭教育学級や子育て講座の開催に取り組みます。また、各学級の実態に対応した研修内容の検討等、学級生及び職員の学級運営のスキルアップに取り組みます。		

施策項目	⑥家庭教育支援事業	担当課	生涯学習課
施策内容	家庭教育の不安や悩みを解消し、家庭の教育力を高めるため、家庭教育支援を行う事業です。 家庭教育支援講演会を実施するとともに、家庭教育推進協議会を開催し、関係各課、機関と連携することで、情報の共有化に取り組みます。		

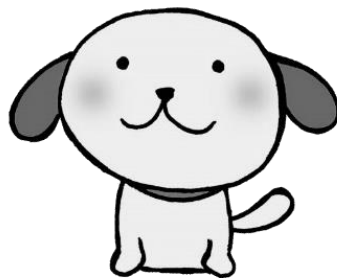
（３）食育の推進

乳幼児期からの正しい食事の摂り方や食習慣の定着に向け、食に関する学習機会や情報提供の充実に取り組みます。

施策項目	①食教育の充実を図る事業	担当課	健康推進課・子育て支援課・学校給食課・学校給食センター・学校教育課・こども保育課・公民館
施策内容	主食・主菜・副菜を基本とした、バランスの良い食事、欠食のない食生活等、小さい頃からの健康的な食生活の重要性を子育て世代に伝えていく事業です。更に子ども達に食事づくりを見せることや、食事づくりに参加させること等、乳幼児から食に関心をもたせるよう啓発していきます。また、保育施設、幼稚園、小中学校における食教育の充実を図ります。 今後も、主食・主菜・副菜を整えるメリットや朝食等の欠食のデメリットを伝えていくとともに、妊娠期の食事についての効果的な指導方法の検討を行います。また、学校給食については、配食校全校での指導実施を目指すとともに、給食だより等による情報発信に取り組みます。さらに、関係機関と連携し、食育の重要性や必要性を考え、深めていく情報提供に取り組みます。		

施策項目	②保育施設での菜園づくり事業	担当課	こども保育課
施策内容	子どもが食べ物をつくる喜びや食べる喜びを体験できるよう、保育施設での菜園づくりを推進し、菜園で取れた食材は、食育の教材として活用する事業です。 今後も、保育施設での菜園づくりと食材の教材活用の推進に向けた活動に取り組めます。		

施策項目	③保育施設での給食展示事業	担当課	こども保育課
施策内容	子どもや保護者が食への理解を深め、バランスのよい食生活を築いていくことができるよう、保育園給食の展示や給食だよりの配布、試食会等の普及啓発を行う事業です。 今後も、保育園給食を食育の入口ととらえる普及啓発に取り組めます。		



基本目標5：子育てを支援する生活環境の整備

(1) 子育て家庭へのサポートの充実

子育て家庭が安心して暮らせるよう、身近な地域での相談支援や交流の場づくり等の充実に取り組めます。

施策項目	①保育施設における子育て相談体制の強化	担当課	こども保育課
施策内容	子育てに関する心配ごとや育児不安の解消を図るため、市立・民間保育施設・子育て支援センターで、未就園児の保護者を含めて保育士による子育て相談を行う施策です。 今後は、相談できない人や窓口を知らないという人を考慮した相談窓口の周知を図っていくとともに、増加する相談に対応できるよう体制の整備に取り組めます。		

施策項目	②園庭開放	担当課	こども保育課
施策内容	市内全ての保育施設で園庭や遊具を定期的に開放し、保育施設に通っていない子ども達とその保護者の参加により、親子での遊びや保護者同士の交流、仲間づくりを促進する事業です。 園庭開放を知らない保護者がいることから、今後は、園庭開放の周知徹底に取り組めます。また、利用者が増加していることから、誰もが利用しやすい工夫の検討に取り組めます。		

施策項目	③きさらづネウボラ相談	担当課	子育て支援課
施策内容	妊娠、出産、子育て期にわたる様々な総合相談窓口として、面接、電話、メール等で相談を行う事業です。必要に応じ、市の関係部署や関係機関と連携し、支援を行います。 今後は、引き続き関係機関との連携強化に取り組めます。		

施策項目	【新規】④（仮称）子育てヘルパー派遣事業	担当課	子育て支援課
施策内容	保護者の方が出産前後等で家事・育児ができない時、周囲からの支援が見込めない家庭を対象に、市と契約を結んだ事業者からヘルパーを派遣し、身の回りのお世話や育児の援助を行う事業です。 今後は、事業展開が図れるよう、検討準備を進めます。		

施策項目	【新規】⑤（仮称）マタニティータクシー	担当課	子育て支援課
施策内容	出産を目前に控えた方に対して事前にタクシー会社に連絡先や出産予定病院を登録しておき、陣痛がきた際に病院まで送迎してもらうサービスです。 今後は、タクシー会社と協議し、事業展開が図れるよう、検討準備を進めます。		

施策項目	【新規】⑥子育て応援スポット事業	担当課	子育て支援課
施策内容	授乳やオムツ交換等のスペースの確保や乳幼児を連れて外出がしやすい環境が整備されている等、子育て世代への配慮ができる施設を「子育て応援スポット」として登録・拡大する事業です。 今後は、市民に周知することで、子育て世代が安心して外出できる環境の整備を進めます。		

施策項目	【新規】⑦こどもおもちゃ基地事業	担当課	子育て支援課
施策内容	公共施設を会場に定期的に遊具等を設置し、子育て世代が交流しながら、親子で遊ぶことや子育ての相談ができる場を提供する事業です。 遊びスタッフと一緒に親子で楽しく遊ぶ経験を通じて、親が子どもの年齢にあった遊ばせ方、好奇心を満たす遊ばせ方の必要性に気づき、日頃の育児のヒントになるよう働きかけます。		

施策項目	【新規】⑧児童館の設置に向けた検討	担当課	子育て支援課
施策内容	子育て世代の交流、子どもの遊び場の提供ができる児童館の設置に向けた検討をします。		

施策項目	⑨多胎児家庭への相談体制の整備	担当課	子育て支援課
施策内容	育児の負担が大きく孤立しやすい多胎妊婦や多胎児家庭を支援するため、産前・産後における日常の育児の相談支援を行います。 今後は、多胎児家庭に対する子育て支援サービスの整備を進めます。		

（２）子育て情報の提供

子育て家庭が安心して子育てができるよう、子育てに関する情報提供の充実と情報発信の一元化に取り組みます。

施策項目	①子育て情報提供・発信の一元化	担当課	子育て支援課
施策内容	子育てサービスの内容や各種制度についての情報を、広報紙「きさらづ」や市のホームページ（「子育て応援サイト」）等により、情報発信する事業です。 今後も、定期的な情報発信、情報の整理及び、サイトの周知に取り組みます。		

（３）小児医療に関する体制整備等の充実

子育て家庭の医療サービスの提供・確保に向け、適正医療に向けた普及啓発の強化をはじめ、小児医療体制の整備に取り組みます。

施策項目	①小児医療に関する体制整備及び適正な医療 受診への啓発	担当課	健康推進課
施策内容	小児救急医療について、関係機関との連携のもと、子どもの急病や怪我等に備えた体制の整備を図る事業です。 今後も、近隣4市や君津木更津医師会等の関係機関と連携し、引き続き体制の維持に努めます。また、母子健康手帳発行時や乳幼児健診等において、「子ども医療電話相談＃8000」や「こどもの救急ホームページ」、救急体制の周知等、適正医療に向けた普及啓発の強化に取り組みます。		

施策項目	②周産期医療との連携強化	担当課	健康推進課
施策内容	ハイリスク妊婦や新生児に早期から適切に対応するため、周産期医療を行う関係機関との連携を図る施策です。 今後も、NICU会議を通じ、NICU機能がある医療機関及び関係機関との更なる連携強化に取り組みます。 ※NICUとは、新生児集中治療管理室（Neonatal Intensive Care Unit）の略で、身体機能の未熟な低出生体重児や、集中治療を必要とする新生児を対象に、高度な専門医療を24時間体制で提供する治療室のこと。		

（４）子育て家庭の経済的負担の軽減

保護者の出産や子育てに係る費用負担の軽減に向けた取り組みを進めるとともに、制度の周知徹底に取り組みます。

施策項目	①特定不妊治療費助成	担当課	健康推進課
施策内容	不妊症のために特定不妊治療を受けた夫婦に対し、その費用の一部を助成する事業です。 不妊治療に伴う経済的負担の軽減を図るとともに、安心して妊娠・出産できるよう制度の周知に取り組みます。		

施策項目	②妊婦・乳児健康診査費助成事業	担当課	子育て支援課
施策内容	市が委託した医療機関等で、妊婦及び乳児の健康診査を受ける際に必要な費用を助成する事業です。 乳児健診の受診率が低いことから、今後は、関係機関と連携し、健康推進課等の事業内での乳児健診の助成券の使用についての周知等、乳児健康診査の周知徹底に取り組めます。		

施策項目	③子ども医療費助成事業	担当課	子育て支援課
施策内容	中学校3年生までの子どもが病院等で診療や調剤を受ける際、保険診療の範囲内で医療費を助成する事業です。 今後も、制度及び届出義務の必要性について、周知徹底に取り組めます。		

施策項目	④未熟児養育医療費給付事業	担当課	子育て支援課
施策内容	身体の発育が未熟のまま出生し、指定養育医療機関の医師により、入院治療が必要とされる1歳未満の乳児を対象に、医療費の一部を助成する事業です。 未熟児の出生の場合、母子ともにその後のケアが大切となることから、今後は、健康推進課等の関連機関や他の制度との連携強化に取り組めます。		

施策項目	⑤児童手当	担当課	子育て支援課
施策内容	家庭における生活の安定と、次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上に資することを目的とし、児童を養育している方に児童手当を支給する制度です。 今後も、制度の周知徹底に取り組めます。		

施策項目	⑥認可外保育施設に係る保育料等助成事業	担当課	こども保育課
施策内容	認可保育園に申し込んでいるが入園できないため、2歳以下の子どもを認可外保育施設に預けている保護者に対して、認可保育園に通っていた場合の保育料と、認可外保育施設に支払った保育料を比較し、差額を上限2万円まで助成する事業です。 今後も、待機児童となっている保護者等に対し、制度の周知に取り組めます。		

施策項目	⑦出産育児一時金支給事業	担当課	保険年金課
施策内容	国民健康保険に加入している被保険者が出産した時に、出産育児一時金を支給する事業です。ただし、他の健康保険から給付を受ける場合や、出産する本人が勤務先の健康保険に加入している場合は、該当の保険組合より支給されるため除外します。 今後も、市のホームページ等を通じ、制度の周知に取り組めます。		

施策項目	⑧要保護・準要保護就学援助事業	担当課	学校教育課
施策内容	経済的理由によって就学が困難な児童・生徒の保護者に対し、学用品費等を援助する事業です。 今後も、制度の周知等の充実に取り組みます。		

施策項目	⑨特別支援教育就学奨励事業	担当課	学校教育課
施策内容	特別支援学級に就学する児童・生徒の保護者の負担を軽減するため、保護者の所得等の程度に応じて、学用品費等を援助する事業です。 今後も、制度の周知等の充実に取り組みます。		

（５）子育てしやすい環境の整備

子どもや子育て家庭が安心して暮らせるよう、公園や生活道路の環境整備とともに、居住環境の整備に取り組みます。

施策項目	①優良な住宅、宅地の供給	担当課	市街地整備課
施策内容	安心・安全な生活環境を形成するため、良好な住宅地の供給を推進する施策です。 今後は、市街地整備を円滑に進めるため、負担金を支出し、良好な住宅地の整備を進めます。		

施策項目	②「フラット35」子育て支援型	担当課	住宅課
施策内容	住宅金融支援機構と木更津市が連携し、住宅取得に対する補助金等の財政支援と合わせて、「フラット35」の借入金利を一定期間引き下げる事業です。 今後は、住宅金融支援機構と連携し、幅広く活用していただけるようPRに取り組みます。		

施策項目	③公園等の充実	担当課	市街地整備課
施策内容	安全で快適な都市生活を確保すべく、健康保全や大人と子ども達が楽しめるスポーツ・レクリエーション機能をもつ市民の憩いの場となる公園等の維持管理と整備の充実を図る施策です。 地域によって1人当たりの公園面積に格差があることから、今後は、地域の実状や要望を鑑みた公園の充実に取り組みます。また、多くの施設の更新が必要となっていることから、今後は、公園施設長寿命化計画に基づき、国の交付金を活用しながら施設の更新に取り組みます。		

施策項目	④生活道路の整備	担当課	土木課
施策内容	快適な歩行空間の形成に向け、生活道路の整備を行う事業です。 歩道の切下げ箇所が多く、また歩道の拡幅に伴う用地買収に時間を要することから、未整備箇所を把握し、計画的な道路整備に取り組みます。		

（６）子どもと子育て家庭の安全の確保

子どもが大きな交通事故や犯罪に巻き込まれることがないように、交通安全教室の充実とともに、防犯体制や防犯教育の充実に取り組みます。

施策項目	①交通安全意識の高揚	担当課	市民活動支援課
施策内容	交通事故防止及び交通安全の徹底を図るため、保育施設、幼稚園、学校、地域等で交通安全教室を開催し、交通安全意識の高揚を図る事業です。 交通公園が廃止予定であることから、今後は、各教育機関への周知・啓蒙や交通安全協会等との連携を強化し、交通公園廃止後についても高い水準で子ども達の交通安全教育ができるよう取り組みます。		

施策項目	②防犯関係団体との連携	担当課	市民活動支援課
施策内容	警察や関係機関と連携を取りながら、地域の防犯体制の強化を図るとともに、広報等による防犯対策等への啓発を推進する事業です。また、地域住民との協働によるパトロールや危険箇所の見直しを行います。 今後は、地域住民や各自主防犯団体に向けた啓発・講習等を継続して行うとともに、防犯活動やパトロールの回数に地域差があることから、市内の全ての地域において高い防犯意識が保たれるよう支援します。		

（７）子育て家庭の仕事と生活の調和の促進

男女がともに子育てをしながら、社会の構成員として様々な働き方が選択できるよう、労働環境の充実に向けた普及活動の強化とともに、就労に関する支援等の充実に取り組みます。

施策項目	①労働環境の充実に関する啓発事業	担当課	産業振興課
施策内容	労働時間の短縮や福利厚生事業の充実等、働きやすい環境づくりを進めるための普及・啓発に努め、国や県の情報提供を行う事業です。 育児休業の取得率等をみると、子育て世帯にとって働きやすい職場環境が十分に整備されているとは言い難いことから、今後は、事業者側への周知活動の強化について検討します。また、関係機関から労働に関する各種制度の案内や情報提供があった際には、市の広報紙やホームページへの掲載、パンフレット等の窓口配架を行います。		

施策項目	②雇用の安定と拡大	担当課	産業振興課
施策内容	子育て中の保護者への就業機会や雇用の場の確保に向けて、ハローワーク等の関係機関との連携を図り、就労に関する情報の収集や提供を通じて、就労支援を推進する施策です。 今後は、関係機関より得た情報から、就労に関する正確なニーズを把握し、各種共催セミナーにおける内容の充実に取り組みます。また、セミナー終了後に個別相談の時間を設ける等、受講者一人ひとりのニーズに沿った就労支援セミナーとなるよう、セミナー内容の検討に取り組みます。		

施策項目	③子どもの学習支援事業	担当課	自立支援課・子育て支援課
施策内容	子育て家庭の生活の安定に向け、中学生等の進学を支援するとともに、保護者への養育相談、就労や福祉制度等に関する相談、助言をする事業です。 今後は、教育委員会と連携し、事業の実施箇所の増設を検討します。		



基本目標6：地域における子育て力の充実

(1) 地域の子育て力の強化

子どもを生み育てることを、地域社会として尊重し、支援していく環境づくりに向け、保健・福祉サービスの連携の一層の強化をはじめ、子育てボランティアに求められるニーズに対応した講座の見直しや、より多くの園児や児童の世代間交流機会の創出等に取り組みます。

施策項目	①保育園地域活動事業	担当課	こども保育課
施策内容	保育施設を地域に開かれた社会資源として広く地域に開放することを目的に、地域の状況等に応じて、高齢者との交流や地域行事への参加、子育て講座、子育て相談等を行う事業です。 今後も、地域との交流を充実していくとともに、子育て相談の安定した体制づくりを目指し、園庭開放時の告知機会や市のホームページ等を通じ、子育て相談の実施についての周知に取り組みます。		

施策項目	②世代間交流の推進	担当課	こども保育課
施策内容	保育施設で祖父母を招いた交流会や介護施設への訪問等を行い、世代間の交流を推進する事業です。 祖父母との交流会や介護施設への慰問を実施する園が増えていることから、今後は、世代間交流を実施する園がより増えるよう勧奨方法の検討に取り組みます。		

施策項目	③子ども交流事業への支援事業	担当課	子育て支援課
施策内容	子ども達と地域とのふれあいを深めるとともに、子育て中の保護者を応援するために、地域が一体となり、市民の力で計画・実施する「木更津こどもまつり」への支援を行う事業です。 本事業では、駐車場不足等の交通面が課題となっていることから、今後は、木更津駅周辺が開催場所であるため、公共交通機関の利用を周知していくとともに、公共交通機関の利用もイベントの一つとして企画をしていくことを検討します。		

施策項目	④地域の人材の活用・育成	担当課	生涯学習課
施策内容	地域のジュニアリーダー、青年、社会人、子育ての終わった人、高齢者等、子どもの多様な体験をサポートする幅広い人材の育成・確保を行う施策です。 今後も、ボランティアに求められるニーズを把握し、講座内容への反映に取り組みます。		

施策項目	⑤青少年ボランティアの活用と活性化	担当課	生涯学習課
施策内容	青少年の様々な活動を支援するため、アフタースクールボランティアやユースボランティア等各種ボランティアを活用するとともに、各ボランティアの活性化を図る施策です。 今後も、ボランティアの担い手不足やボランティア活動への参加者不足がみられることから、特にイベントに参加した保護者を対象としたアフタースクールボランティア（社会人のボランティア）募集に取り組みます。また、ボランティア養成講座を年間3～4回開催するとともに、その周知徹底に取り組みます。		

施策項目	⑥保育ボランティアの養成	担当課	生涯学習課
施策内容	保育に必要な知識や技術の習得を図るとともに、子ども達に仲間遊びの楽しさを伝え、幼児をもつ親が安心して任せることができる保育ボランティアの養成に向け、保育グループ「こあらの会」と連携し、保育ボランティア入門講座を開催する施策です。 今後も、保育ボランティアに求められるニーズを把握し、講座内容への反映に取り組みます。		



基本目標7：援助を必要とする子ども・家庭への支援の充実

（1）要保護児童等対策の推進

児童虐待の防止に向け、関係機関と連携し、児童虐待防止に関する理解・啓発活動の充実とともに、保護等を必要とする子どもや家庭の早期発見、迅速・的確な対応に取り組みます。

施策項目	①児童虐待対策事業	担当課	子育て支援課
施策内容	児童虐待防止に向け、関係機関との連携を図りながら、児童虐待の未然防止と早期発見、虐待を受けた子どもの保護と自立支援、親子関係の回復に向けた支援等を行う事業です。 今後も、児童虐待防止に関する理解と啓発に努め、早期発見・早期対応に取り組みます。また、虐待の通告があった場合は、48時間以内に子どもの安否確認を行い、要保護児童等の転入及び転出時は、支援の隙間に陥らないよう、支援方針を明確にし、関係機関との情報共有を速やかに行う等、千葉県児童虐待防止マニュアルに沿って対応します。 さらに、職員や相談員等の相談支援技術の向上に向け、経験年数等に応じた研修や実践可能な体験型研修への積極的な参加促進に取り組みます。		

施策項目	②児童虐待防止ネットワークの充実・強化	担当課	子育て支援課
施策内容	要保護児童、要支援児童及び特定妊婦の早期発見やその適切な保護や支援を図るため、関係機関等で情報・考え方を共有し、適切な連携のもとで対応していく施策です。 今後も、要保護児童対策地域協議会の代表者会議及び実務者会議を実施するほか、保育施設や小中学校、主任児童委員の主催する会議に積極的に参加し、児童虐待防止における連携の必要性や、具体的な対応方法についての理解促進に取り組みます。 また、個別の虐待事案については、個別ケース検討会議を開催し、情報と課題の共有や役割分担を明確にし、関係機関と連携を強化し取り組みます。		

施策項目	③DV対策事業	担当課	子育て支援課
施策内容	配偶者等からの暴力を受けている女性等を警察や千葉県女性サポートセンター、君津健康福祉センター等の関係機関と連携し、保護・支援活動を行う事業です。 また、子育て支援課において母子・父子自立支援員兼婦人相談員等による相談活動を行います。 相談内容が複雑化・多様化していることから、今後は、研修参加や業務の中で、相談担当者の更なる知識・相談対応力の向上に取り組みます。		

（２）発達を支援する環境の充実

子どもの発達等に悩みを抱えた子育て家庭に対し、関係機関と連携を図り、適切な相談・支援が受けられる環境の充実に取り組みます。

施策項目	①未熟児をもつ保護者の会 （すくすく子育ての会）	担当課	健康推進課
施策内容	未熟児をもつ保護者に対し、同じような境遇にある者同士の集まる場の提供や、専門的な知識を提供することで、保護者が育児への不安や悩み等が軽減できるよう支援する施策です。 今後は、保護者が安心して参加でき、対象者のニーズに応じた支援ができるよう、関係機関と連携し、支援の充実に取り組みます。		

施策項目	②親子教室	担当課	子育て支援課
施策内容	子どもの発達や育児に悩みを抱えた幼児の親子を対象に、集団教室を開催し、子どもの関わり方や子育てを保護者とともに考える事業です。 今後は、保護者の育児不安を解消し、子どもが心理的に安定した乳幼児期を過ごせるよう、支援の拡充に取り組みます。また、地域別の出張型教室、療育開始に至るまでの機能を果たす教室の開催を検討します。		

施策項目	③発達に関する個別相談・指導	担当課	子育て支援課
施策内容	こども相談事業においては、子どもの発達や育児の相談に発達相談員が応じ、家庭等における配慮事項や具体的な子育て方法について助言を行います。また、適時、電話や面接等により個別相談を実施します。 今後は、子どもにどのような支援が必要かを見極めるため、専門職の拡充とともに、所属先や他機関との連携を充実し、保護者が必要な支援を理解していく「気づきの支援」を行います。また、交通事情で来所が難しい方を対象とした出張型の支援を検討します。		

施策項目	④障がい児療育支援事業	担当課	障がい福祉課
施策内容	身近な地域での療育指導や療育相談を実施することにより、在宅障がい児の障がいの軽減及び家族への支援を図る事業です。 障がい気が気になる子への相談体制が充実したことにより相談者が増えていることから、今後は、相談対応や指導の質の向上に取り組みます。		

施策項目	⑤児童発達支援	担当課	障がい福祉課
施策内容	障がい児に対し、児童発達支援センター等への通所利用によって、日常生活における基本的動作の指導、集団生活への適応訓練等の療育支援を行う事業です。 利用者が増えていることから、今後も、支援の充実に取り組みます。		

施策項目	⑥保育所等訪問支援	担当課	障がい福祉課
施策内容	保育所等に入園中の障がい児や今後入園予定の障がい児に対し、児童発達支援センターの支援員が保育所等に訪問し、集団生活に適應するための専門的な支援を提供し、保育所等の安定した利用を促進する施策です。 利用者が少なく、利用がしづらいという声があることから、今後は、支援についての周知を強化するとともに、利用しやすい工夫を検討します。		

施策項目	⑦幼児言語教室運営事業	担当課	まなび支援センター
施策内容	言語の発達に課題のある就学前の子どもに対し、指導員による言葉の相談や指導等を実施する事業です。 支援施設や病院等関係機関に通いながら本教室の併用を希望するケースや就学支援を必要とするケースが増えていることから、今後は、関係機関等との情報交換を行うとともに、相談者に寄り添った相談対応や指導の質の向上に取り組みます。		

（３）障がい児をもつ家庭への支援

障がいのある子どもとその家庭に対し、保健、医療、福祉、教育等の関係機関と連携を図り、一人ひとりの障がいの状況に応じた、きめ細かい支援を行っていきます。また、増加している相談件数に対応できる体制と相談技術の質の向上に取り組みます。

施策項目	①障害児保育事業	担当課	こども保育課
施策内容	市内の全ての保育施設において、保護者の就労や疾病等で、保育の必要性のある集団保育が可能な障がいのある児童の保育を行う事業です。 障害認定までに至らない乳幼児の入園が増加していることから、今後は、関係機関等と連携し、一人ひとりに応じた保育が進められるよう適切な体制づくりに取り組みます。		

施策項目	②障がい児福祉サービス	担当課	障がい福祉課
施策内容	在宅での介護や、日常生活・集団生活への適応指導等を必要とする障がい児に対して、ホームヘルプサービスや短期入所等の支援を行う事業です。 障がい児を預かる入所施設が近隣にないことから、今後は、関係機関と連携して、支援を検討します。		

施策項目	③放課後等デイサービス	担当課	障がい福祉課
施策内容	学校就学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中での生活能力向上のための訓練等を継続的に行う施策です。 保護者のレスパイト（休息）のため、利用者が増えていることから、今後も、関係機関と連携して、支援の充実を図ります。		

施策項目	④育成医療	担当課	障がい福祉課
施策内容	身体上の障がいや有する児童や将来機能障がいを残す恐れがある疾患を有する児童に対し、医療費の軽減を行う制度です。 申請者が少ないことから、今後も、医療機関や市のホームページ等を通じ周知を強化するとともに、更新者に対しては、必ず更新するよう案内状の配布に取り組みます。		

施策項目	⑤障害児福祉手当	担当課	障がい福祉課
施策内容	生活の安定と福祉の増進に向け、20歳未満の在宅の重度障がい児に対し、手当てを給付する制度です。ただし、施設入所者や年金受給者は除くとともに、所得制限があります。 対象者に対し漏れなく案内をする必要があることから、今後も、新規対象者に対しては、市のホームページ等を通じた周知強化と窓口対応を行うとともに、更新者に対しては、制度の案内に取り組みます。		

施策項目	⑥心身障害児童福祉手当	担当課	障がい福祉課
施策内容	20歳未満の障がい児を看護している方に対し、当該障がい児の生活の安定と福祉の増進を図るために手当を給付する制度です。ただし、障害児福祉手当を受給している児童は除きます。 対象者に対し漏れなく案内をする必要があることから、今後も、新規対象者に対しては、市のホームページ等を通じた周知強化と窓口対応を行うとともに、更新者に対しては、制度の案内に取り組みます。		

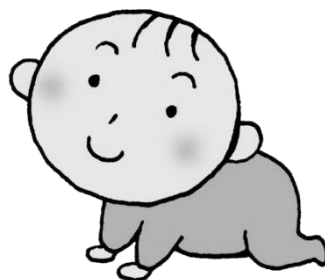
施策項目	⑦特別児童扶養手当	担当課	障がい福祉課
施策内容	20歳未満の障がい児を家庭で看護している方に対し、当該障がい児の福祉の増進を図るために手当を給付する制度です。ただし、施設入所者や年金受給者は除くとともに、所得制限があります。 対象者に対し漏れなく案内をする必要があることから、今後も、新規対象者に対しては、市のホームページ等を通じた周知強化と窓口対応を行うとともに、更新者に対しては、制度の案内に取り組みます。		

施策項目	⑧補装具の交付・修理事業	担当課	障がい福祉課
施策内容	身体障害者手帳を所持する児童の障がいの程度に応じて、義肢・装具・補聴器・車いす・歩行器・つえ等の購入・修理に要した費用を補助する制度です。ただし、一部自己負担金があります。 対象者に対し漏れなく案内をする必要があることから、今後も、希望者が制度を利用できるよう、手帳取得時に対象となる用具類の案内を行います。		

施策項目	⑨日常生活用具の給付・貸与事業	担当課	障がい福祉課
施策内容	身体障害者手帳等を所持する児童に対し、障がいの程度に応じて、特殊マット・訓練用ベッド・便器・入浴補助用具・住宅改修等の給付や貸与を行う制度です。 対象者に対し漏れなく案内をする必要があることから、今後も、希望者が制度を利用できるよう、手帳取得時に対象となる用具類の案内を行います。		

施策項目	⑩紙おむつの給付事業	担当課	障がい福祉課
施策内容	在宅の重度障がいがあり、寝たきりや常時失禁状態にある3歳以上の児童に対し、紙おむつを給付する制度です。 対象者に対し漏れなく案内をする必要があることから、今後も、希望者が制度を利用できるよう、手帳取得時に事業の案内を行います。		

施策項目	⑪その他の福祉サービス	担当課	障がい福祉課
施策内容	身体障害者手帳又は療育手帳の所持者に対し、障がいの程度により、税制上の特別措置をはじめ、電車・バス・航空料金の割引、有料道路料金の割引、福祉タクシー券のサービス等を提供する制度です。 対象者に対し漏れなく案内をする必要があることから、今後も、希望者が制度を利用できるよう、手帳取得時にサービスの案内を行います。		



（４）ひとり親家庭への支援

ひとり親家庭の生活の安定に向け、ひとり親家庭の自立に向けた支援の充実に取り組むとともに、医療費等の経済的な支援を行います。また、複雑化・多様化した相談内容に対応できる、相談担当者等の資質向上に取り組めます。

施策項目	①ひとり親家庭に対する自立支援の充実	担当課	子育て支援課
施策内容	ひとり親家庭等の自立支援に向け、各種相談やサービス利用や問題解決に向けた支援を行う施策です。 また、安定した職と収入の確保による、ひとり親家庭の自立を目指し、自立支援教育訓練給付金事業や高等職業訓練促進給付金等の事業を行います。 今後も、ひとり親家庭に対する自立支援のため、ハローワーク等と連携し、技能修得や資格取得後、就労に結びつくよう支援の充実に取り組めます。		

施策項目	②児童扶養手当	担当課	子育て支援課
施策内容	父母の離婚等で、父又は母と生計を同じくしていないひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進に寄与し、子どもの福祉の増進を図ることを目的として、児童扶養手当を支給する制度です。 今後も、制度の周知強化に取り組めます。		

施策項目	③ひとり親家庭等医療費等助成事業	担当課	子育て支援課
施策内容	ひとり親家庭等の福祉の増進を図ることを目的として、ひとり親家庭の父母等及びその児童等に対し、保険診療範囲内において医療費、調剤費等の一部を助成する制度です。 今後も、制度の周知強化に取り組めます。		

施策項目	④相談体制の整備	担当課	子育て支援課
施策内容	母子・父子自立支援員兼婦人相談員や相談担当者が、家庭の状況に応じて、児童の養育、資金の貸付等の相談に応じます。 相談内容が複雑化・多様化していることから、今後も、研修参加や業務の中で、更なる知識や相談技術の向上に取り組めます。		

施策項目	⑤母子父子寡婦福祉基金の貸付	担当課	子育て支援課
施策内容	母子家庭、父子家庭及び寡婦家庭に対し、就学支度資金や修学資金等の貸付に関する相談を行う制度です。 今後も、ひとり親家庭等に対して、制度の周知強化に取り組むほか、貸付が利用できない場合等には、必要に応じ、別の社会資源の紹介を行います。		

施策項目	⑥遺児手当	担当課	子育て支援課
施策内容	父か母が死亡又は一定の障がい状態となっている家庭の児童を監護している児童扶養手当の受給資格のある方を対象に、遺児手当を支給する制度です。 今後も、児童扶養手当の新規申請時の案内時等、制度の周知強化に取り組めます。		



第5章 計画の推進体制

1. 計画の周知

本計画は、子育てに係る関係者に印刷物を配布するとともに、多くの住民の理解・協力が重要であることから、市のホームページ等を活用して、広く住民に知らせていきます。

2. 計画の推進体制

本計画は、子ども・子育て支援事業計画と次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画を兼ねており、全ての子どもと子育て家庭を対象とした子育て支援を総合的に推進する計画です。そのため、庁内関係各課と連携するとともに、市全体として、子ども・子育て支援に取り組むことが必要不可欠であり、市内の子育て支援に関わる、家庭をはじめとした、保育施設、幼稚園、学校、地域、企業、その他関係機関・団体等との連携の強化を図ります。

3. 計画の進行管理

本計画の実現に向けて、計画の進捗状況を庁内関係各課において把握するとともに事務局でとりまとめ、「木更津市子ども・子育て会議」にて毎年度点検・評価を実施していきます。

子ども・子育て会議では、計画内容と事業の実施状況等について点検・評価し、計画と状況にかい離がある場合には都度、修正を行っていきます。また、大きな修正・変更が必要になった場合は、計画の中間年を目安として計画の見直しを行います。



資料編

1. 設置条例

【附属機関設置条例】

（目的）

第1条 この条例は、法令に特別の定めあるものを除き、市長の権限に属する事務を処理するため必要な事項を定めることを目的とする。

（附属機関の定義）

第2条 附属機関とは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 138 条の4第3項の規定により設置される審査会、審議会、調査会等の機関をいう。

（設置及び組織）

第3条 本市は、別表に掲げる附属機関を置き、当該附属機関において担任する事務、組織、委員の構成、定数及び任期は、同表右欄に掲げるとおりとする。

（会長及び副会長）

第4条 会長又は委員長（以下「会長」という。）及び副会長又は副委員長（以下「副会長」という。）は、委員の互選によつてこれを定める。

2 会長は当該附属機関の事務を総理し、当該附属機関を代表する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長の欠けたときは、その職務を代理する。

4 副会長が置かれていない附属機関にあつては、会長に事故のあるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定する者が会長の職務を代理する。

（委員の任命等）

第5条 委員は市長が任命又は委嘱する。

2 委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会議）

第6条 附属機関の会議は必要に応じ会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は出席委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

（会議の運営等）

第7条 この条例で定めるもののほか、附属機関の議事及び運営に関し必要な事項は会長が定める。

（規則への委任）

第8条 別に規則で定めるところにより、附属機関に専門委員及び部会を置くことができる。

2 各附属機関の庶務は、規則で定める機関においてこれを処理する。

（市長への委任）

第9条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

別表（第3条）

附属機関名	木更津市子ども・子育て会議
担任する事務	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項各号に掲げる事務及び木更津市次世代育成支援行動計画の策定及び推進に関する事項について調査し、及び審議し、必要な事項を市長に答申し、又は建議すること。
組織	会長、副会長、委員
委員の構成	1 子どもの保護者 2 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
定数	18人以内
任期	2年



2. 委員名簿

(任期：令和元年10月1日～令和3年9月30日)

No.	氏名	選出区分		所属等
1	エンドウ ユ リ カ 遠藤 由莉佳	子どもの保護者	保育園	木更津市立わかば保育園 保護者会
2	ユモト アヤカ 湯本 彩花		幼稚園	きさらづ幼稚園保護者会
3	ヒラノ ヒロカズ 平野 弘和	子ども・子育て支援に 関する事業に従事する者	保育園事業	木更津市保育協議会
4	ホリグチ タカヒロ 堀口 貴宏		保育園事業	木更津市保育協議会
5	イシワタ ヤスヒコ 石渡 泰彦		幼稚園事業	内房地区私立幼稚園協会
6	シライシ エ ミ コ 白石 恵美子		子育て支援センター事業	社会福祉法人木更津大正会 木更津社会館保育園
7	ミヤザキ エイジュ 宮崎 栄樹		学童保育事業	木更津市学童保育所協会
8	トクナガ セイコ 徳永 聖子	学識経験者		学校法人君津学園 清和大学短期大学部
9	タカハシ ケンゴ 高橋 健悟	関係団体の代表者	教育関係	木更津市小中学校教務主任会
10	マツイ ケンタ 松井 健太		商工労働関係	連合千葉南総地域協議会
11	フジヒラ テイジュン 藤平 貞順		商工労働関係	木更津商工会議所
12	スズキ キヨシ 鈴木 清		福祉関係	社会福祉法人 木更津市社会福祉協議会
13	サイトウ タエコ 齋藤 妙子		福祉関係	木更津市民生委員児童委員 協議会
14	ジュウジョウ トシクニ 重城 利國		保健関係	一般社団法人君津木更津医師会
15	ツカモト ケイコ 塚本 恵子	公募		
16	ナリタ カヨ 成田 佳世	公募		

(任期：平成29年10月1日～令和元年9月30日)

No.	氏名	選出区分		所属等	備考 (委嘱時期)
1	エンドウ ユ リ カ 遠藤 由莉佳	子どもの保護者	保育園	木更津市立わかば保育園 保護者会	平成31年4月～
2	ユモト アヤカ 湯本 彩花		幼稚園	きさらづ幼稚園保護者会	平成31年4月～
3	ヒラノ ヒロカズ 平野 弘和	子ども・子育て支援に 関する事業に従事する者	保育園事業	木更津市保育協議会	
4	ホリグチ タカヒロ 堀口 貴宏		保育園事業	木更津市保育協議会	
5	イシワタ ヤスヒコ 石渡 泰彦		幼稚園事業	内房地区私立幼稚園協会	
6	シライシ エ ミ コ 白石 恵美子		子育て支援センター事業	社会福祉法人木更津大正会 木更津社会館保育園	
7	ミヤザキ エイジュ 宮崎 栄樹		学童保育事業	木更津市学童保育所協会	
8	トクナガ セイコ 徳永 聖子	学識経験者		学校法人君津学園 清和大学短期大学部	
9	タカハシ ケンゴ 高橋 健悟	関係団体の代表者	教育関係	木更津市小中学校教務主任会	平成31年4月～
10	コンドウ トシマサ 近藤 敏正		商工労働関係	連合千葉南総地域協議会	
11	フジヒラ テイジュン 藤平 貞順		商工労働関係	木更津商工会議所	
12	カトウ カズコ 加藤 和子		福祉関係	社会福祉法人 木更津市社会福祉協議会	
13	セキグチ ユ ミ コ 関口 由美子		福祉関係	木更津市民生委員児童委員 協議会	
14	ジュウジョウ トシクニ 重城 利國		保健関係	一般社団法人 君津木更津医師会	
15	イシイ アヤカ 石井 綾香	公募			
16	ホリキリ タツヤ 堀切 辰也	公募			

3. 策定の経緯

年 月 日	会 議 名 等	内 容
平成 30 年 10 月 5 日	平成 30 年度 第 1 回木更津市 子ども・子育て会議	■ニーズ調査の調査概要と調査票について
平成 30 年 11 月 6 日～ 11 月 20 日	子ども・子育て支援に関するニ ーズ調査の実施	■市内在住の 就学前保護者 1,300 件、 小学生保護者 700 件
平成 31 年 1 月 25 日	平成 30 年度 第 2 回木更津市 子ども・子育て会議	■ニーズ調査の速報値の報告について
平成 31 年 3 月 18 日	平成 30 年度 第 3 回木更津市 子ども・子育て会議	■計画策定に係るニーズ調査結果の 報告について
令和元年 7 月 26 日	令和元年度 第 1 回木更津市 子ども・子育て会議	■調査結果から算出された見込み量 について ■第 2 期計画骨子案について
令和元年 10 月 4 日	令和元年度 第 2 回木更津市 子ども・子育て会議	■第 2 期計画素案について
令和元年 11 月 8 日	令和元年度 第 3 回木更津市 子ども・子育て会議	■第 2 期計画素案について
令和元年 12 月 19 日～ 令和 2 年 1 月 17 日	パブリックコメントの実施	

(白場)

第2期木更津市 子ども・子育て支援事業計画

発行・編集：木更津市 健康こども部 子育て支援課

発行年月日：令和2年3月

〒292-8501 千葉県木更津市朝日3-10-19

木更津市役所朝日庁舎

電 話：0438（23）7244

FAX：0438（25）1350